

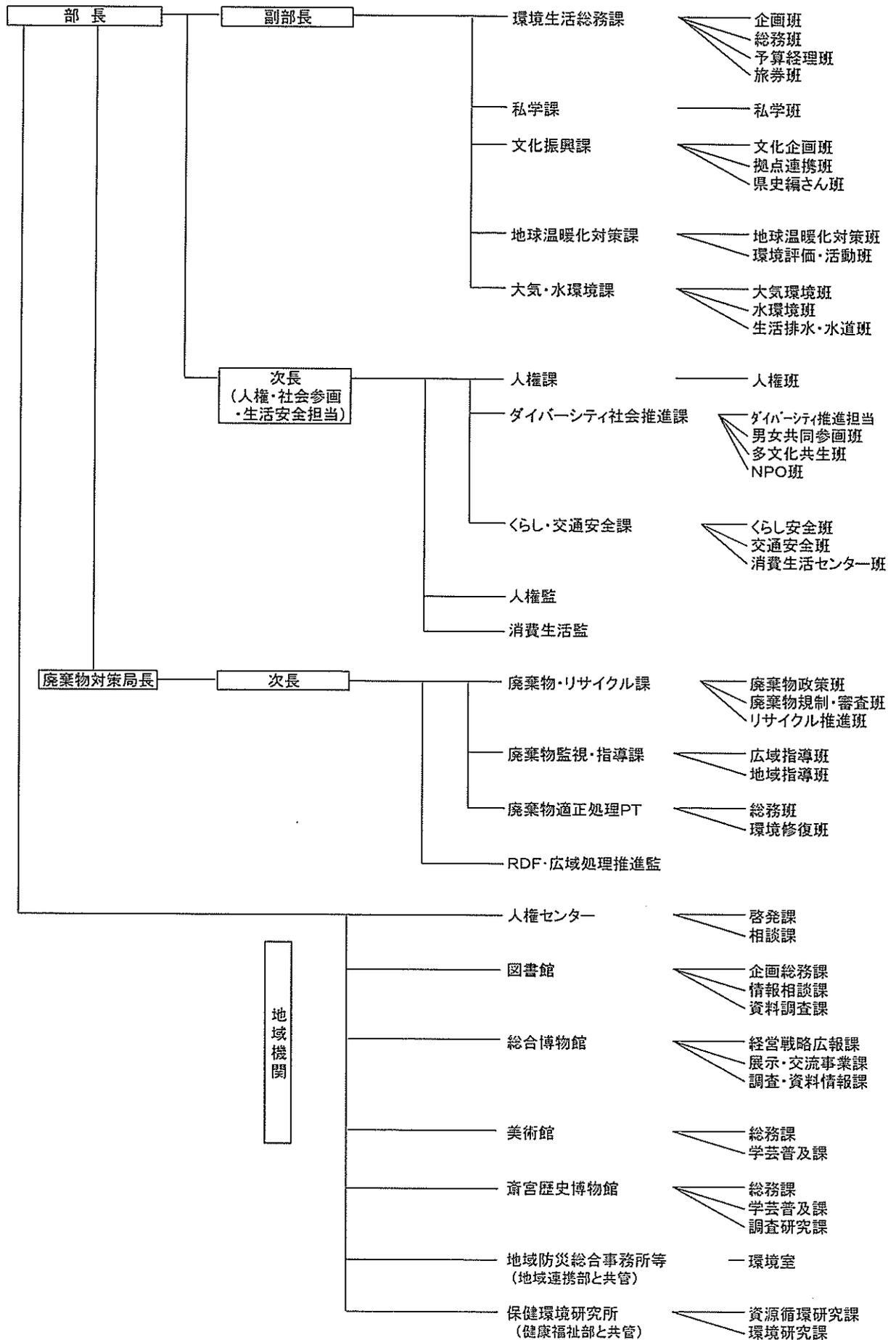
平成 29 年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	平成 29 年度 環境生活部の組織	1
II	平成 29 年度 当初予算（環境生活部関係）	2
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	5
2	文化・生涯学習の振興について	11
3	三重県総合博物館（M i e M u）について	14
4	人権施策の総合的な推進について	21
5	女性活躍の推進について	23
6	多文化共生社会づくりの推進について	26
7	N P O の参画による地域社会づくりの推進について	29
8	ダイバーシティ社会の推進について	31
9	交通安全対策の推進について	33
10	安全で安心なまちづくりの推進について	38
11	消費生活の安全の確保について	41
12	地球温暖化対策について	45
13	大気・水環境の保全について	47
14	北部広域圏広域的水道整備計画について	52
15	廃棄物総合対策の推進について	54
16	R D F 焼却・発電事業について	58
17	産業廃棄物の監視・指導状況について	61
18	産業廃棄物の不適正処理事案の対応について	64

別冊 1 事務事業概要

平成 29 年 5 月 25 日
環境生活部

I 平成29年度 環境生活部の組織



Ⅱ 平成29年度 当初予算(環境生活部関係)

■一般会計

(単位:千円)

施策 番号	施策名	H29年度 当初予算額	H28年度 当初予算額	差引増減額	対比
		A	B	A-B	A/B
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	63,232	67,295	▲ 4,063	94.0%
143	消費生活の安全の確保	79,279	70,383	8,896	112.6%
151	地球温暖化対策の推進	581,473	381,298	200,175	152.5%
152	廃棄物総合対策の推進	3,667,211	3,516,099	151,112	104.3%
154	大気・水環境の保全	526,301	577,191	▲ 50,890	91.2%
211	人権が尊重される社会づくり	383,524	422,331	▲ 38,807	90.8%
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	37,704	26,107	11,597	144.4%
213	多文化共生社会づくり	75,497	94,570	▲ 19,073	79.8%
228	文化と生涯学習の振興	1,907,707	2,219,886	▲ 312,179	85.9%
255	協創のネットワークづくり	61,836	63,029	▲ 1,193	98.1%
当部主担当施策 計		7,383,764	7,438,189	▲ 54,425	99.3%
111	災害から地域を守る人づくり	7,156	7,080	76	101.1%
112	防災・減災対策を進める体制づくり	2,000	23,687	▲ 21,687	8.4%
141	犯罪に強いまちづくり	3,475	1,855	1,620	187.3%
144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	578	513	65	112.7%
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,011,828	4,926,122	85,706	101.7%
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,920,812	2,129,298	▲ 208,486	90.2%
331	国際展開の推進	83,889	82,173	1,716	102.1%
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,779,856	2,050,679	▲ 270,823	86.8%
他部主担当施策 計		8,809,594	9,221,407	▲ 411,813	95.5%
人件費等		2,692,698	2,683,427	9,271	100.3%
環境生活部 合計		18,886,056	19,343,023	▲ 456,967	97.6%

(参考) 政策体系一覧

みえ県民カビジョン 行動計画

※ 網掛け:環境生活部が主担当部局の施策

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり ※基本事業11103 災害ボランティアの活動環境の充実
	112 防災・減災対策を進める体制づくり
	113 治山・治水・海岸保全の推進
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保
	122 介護の基盤整備を人材の育成・確保
	123 がん対策の推進
	124 こころと身体の健康対策の推進
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生
	132 支え合いの福祉社会づくり
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり
	143 消費生活の安全の確保
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等
	145 食の安全・安心の確保
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
	147 獣害対策の推進
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 豊かな自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進
	213 多文化共生社会づくり
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成
	223 健やかに生きていくための身体の育成
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり ※基本事業22604 私学教育の振興
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実
	228 文化と生涯学習の振興
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり
	232 結婚・妊娠・出産の支援
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 中山間地域・農山漁村の振興
	254 移住の促進
	255 協創のネットワークづくり
	256 市町との連携による地域活性化

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興
	322 ものづくり・成長産業の振興
	323 「食」の産業振興
	324 地域エネルギー力の向上
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進
	332 観光の産業化と海外誘客の促進
	333 三重の戦略的な営業活動
4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援
	342 多様な働き方の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通の確保と活用
	353 安全で快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民力ビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 広聴広報の充実
	6 情報システムの安定運用
	7 公共事業推進の支援

III 主要施策

1 私学教育の振興について

私学課

1 私学助成と耐震化

(1) 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行っています。

(2) 課題

①私学助成

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。(別紙1参照)

(私立高校〔全日制〕生徒数：平成13年度 12,284人 → 平成28年度 10,678人、過去15年間で1,606人の減少 [▲13.1%])

また、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。(別紙2参照)

②耐震化

耐震化には多大な財政負担を伴うことなどから、私立高等学校の校舎等の耐震化が公立学校に比べて遅れているため、引き続き、学校設置者の取組を促していく必要があります。(平成29年4月1日現在、公立高校100%に対し、私立高校は94.7%と、▲5.3ポイントの格差)(別紙3参照)

また、致命的な事故が起りやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策を進める必要があります。

(3) 今後の取組方向

①私学助成

私立学校の経常経費に対する補助金をはじめとして、各学校設置者に対して引き続き助成を行っていきます。

また、授業料減免補助金、入学金補助金および奨学給付金の各種助成制度と就学支援金制度により保護者負担の軽減を図っていきます。

②耐震化

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であるため、引き続き、学校設置者に対し校舎等の耐震化に向けた取組を促します。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策について、第二次行動計画において数値目標を掲げて集中的に取り組んでおり、引き続き、学校設置者に対し助成を行っていきます。

2 朝鮮学校の補助金について

(1) 平成28年度補助金

平成28年度の四日市朝鮮初・中級学校に対する補助金については、平成28年3月の文部科学大臣通知をふまえ、児童生徒への影響にも配慮し検討を重ねてきましたが、以下の理由を総合的に判断し、補助金の交付は行いませんでした。

- ①平成23年度に今後の補助金交付の考え方として、「経営健全化に向けた取組が進んでいないと判断したときに県は補助金を交付しない場合があること」をあらかじめ通知しており、平成28年度の立入調査において確認したところ、財務状況、経営状況ともに年々悪化しており、改善はみられませんでした。
- ②文部科学大臣名の通知により、初めて地方自治体に対し、「わが国政府としては、朝鮮総連が、教育内容、人事および財政に影響を及ぼしているものと認識している」という政府の認識が通知され、改めて調査を行ったところ、在日本朝鮮人中央教育会から「祖国援助金」という補助を受けていることを財務諸表および立入調査での聴き取りにより改めて確認しました。
- ③また、北朝鮮の指導者を礼賛する記述や歴史の片面的なとらえ方による偏った記述がある社会科教科書が改訂されておらず、教育振興上の効果上の問題が解決されていませんでした。
- ④加えて、ミサイル発射や核開発など国際社会やわが国の安全を脅かす北朝鮮の行為が続いていることを考慮すると、朝鮮学校への補助金交付が国民・県民の公益に資するかには、疑問が残ると判断しました。

(2) 平成29年度補助金

平成29年度の補助金については、四日市朝鮮初・中級学校の校地・校舎に根抵当権が設定されていることをふまえ、平成23年度に今後の補助金交付の考え方として、「平成28年度までに根抵当権の抹消を図ることとし、当該時点で根抵当権が存続する場合は、平成29年度以降の補助金を交付しないこと」をあらかじめ学校に伝えており、5年の猶予期間を置いて改善を求めてきましたが、根抵当権は抹消されませんでした。

このため、平成29年度以降の補助金については、交付できないものと考えています。

3 ウィッツ青山学園高等学校について

(1) ウィッツ青山学園高等学校の概要

ウィッツ青山学園高等学校は、伊賀市が平成16年に「伊賀市意育教育特区」の認定を受け、伊賀市を設置認可者、株式会社ウィッツを設置者として、平成17年4月に開設した株式会社立の高等学校で、全日制と通信制を併設していましたが、平成29年3月31日に廃止となりました。

(2) 高等学校等就学支援金

平成27年12月にウィッツ青山学園高等学校（通信制課程）が高等学校等就学支援金を不正受給した疑いがあるとして、東京地検特捜部による捜査が入ったことから、高等学校等就学支援金については、生徒の受給資格の再確認を行った上で支払いを行うこととし、平成28年度中に、不正受給に関する14人分の返還を含め、1,101人分の支給処理が完了しました。

(3) 再履修

また、構造改革特区区域外で添削指導が行われる等、法令違反があることが判明し、法令違反による不適切な授業であるとして単位が認められなかった授業については、学校の設置認可者である伊賀市の主導で再履修が進められ、平成28年度中に全員の再履修が終了しました。

(4) 学校と生徒の状況

ウィッツ青山学園高等学校は、伊賀市の廃止認可により平成29年3月31日に廃止となり、4月1日からは、鹿児島県の認可により神村学園高等部通信制課程の伊賀分校が、ウィッツ青山学園高等学校の校地・校舎を引き継ぎ、開校されています。なお、ウィッツ青山学園高等学校の全日制の生徒については、卒業生等を除き、神村学園高等部通信制課程の全日型や県立高校へ転入学しました。

(5) 今後の対応

伊賀市は、神村学園の伊賀分校について、学校教育法等に照らして違法または不適切と考えられる事象を把握した場合には、鹿児島県に報告する等可能な範囲で協力することとしており、伊賀市から三重県に支援を求められる可能性があることから、支援の要請に応じて対応していきます。

また、高等学校等就学支援金の受給資格の再確認を行う生徒については、個別の事情をふまえ処理を進めます。

【参考1】平成29年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

細事業名	当初予算額(千円)	対前年度比(%)
私立高等学校等振興補助金	4,779,491	101.5
私立特別支援学校振興補助金	157,695	110.5
私立専修学校振興補助金	52,799	109.4
私立外国人学校振興補助金	8,000	72.7
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	2,000	8.4
私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,772,897	89.3
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	146,203	102.8
その他私学関連予算	15,555	77.2
合計	6,934,640	98.0

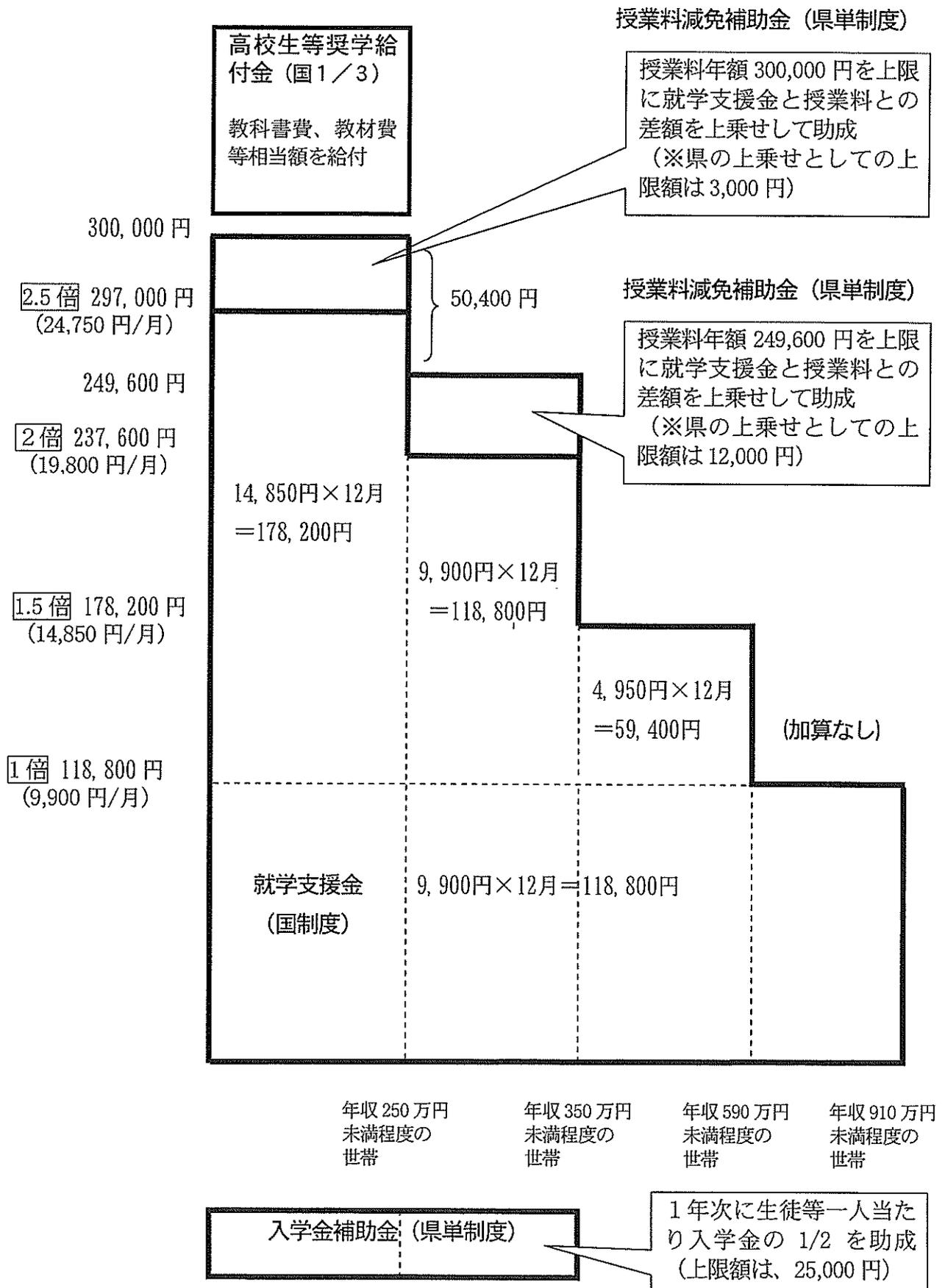
【参考2】経常経費補助金生徒一人当たり補助単価の比較

(単位:円)

	学校数	平成28年度	平成29年度	対前年度比
高校(全日制)	13	324,874	327,962	101.0%
高校(狭域通信制)	3	68,715	69,504	101.1%
中学校(中等教育学校前期課程含む)	11※	317,074	320,416	101.1%
小学校	2	315,419	318,912	101.1%
特別支援学校	1	(高等部) 1,738,787	(高等部) 1,755,307	(高等部) 101.0%
		(小中学部) 1,726,009	(小中学部) 1,742,418	(小中学部) 101.0%

※平成28年度は10校(中等教育学校が平成29年4月に開校)

【参考3】三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度



【参考4】私立学校施設の耐震化率の状況（平成29年4月1日現在）

(単位：%)

	私立学校	公立学校	差
幼稚園	100.0	100.0	0.0
小学校	100.0	100.0	0.0
中学校	100.0		
高等学校	94.7	100.0	▲5.3
特別支援学校	100.0	100.0	0.0
合計	97.2	100.0	▲2.8

* 幼稚園関係業務は、健康福祉部子ども・家庭局が所管

【参考5】施策112防災・減災対策を進める体制づくりの活動指標

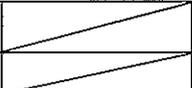
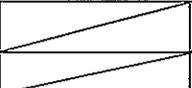
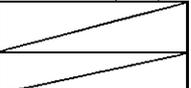
屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数

	平成27年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)	平成30年度 (目標値)	平成31年度 (目標値)
対策の 未完了数	8棟	4棟	3棟	2棟	2棟

【内訳】

高校	5棟	3棟	3棟	2棟	2棟
幼稚園	3棟	1棟	0棟	0棟	0棟

【実績】

高校	—	3棟			
幼稚園	—	2棟			

* 小・中・特別支援学校は、対象なし

* 幼稚園関係業務は、健康福祉部子ども・家庭局が所管

2 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：平成35年度まで）等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

上記の各取組を進める上で、県立文化・生涯学習施設は、次の役割を担っています。

①三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

三重県文化会館では、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等に取り組んでいます。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関やミュージアム、市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組んでいます。

②三重県総合博物館

三重県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

③三重県立美術館

今年、開館35周年を迎える三重県立美術館では、江戸期以降の三重にゆかりの深い作品等、方針に則ったコレクションの収集と公開、美術資料の研究を行うとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④齋宮歴史博物館

齋宮歴史博物館では、齋宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行っています。また、史跡齋宮跡の学術的な発掘調査を進めており、当面は、飛鳥～奈良時代の齋宮想定地である史跡西部地区を優先的に調査することとしています。さらに、明和町など地元関係者と連携・協力して「さいくう平安の杜」をはじめとする史跡全体の活用と情報発信に取り組んでいます。

⑤三重県立図書館

三重県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、県民の読書活動や課題解決の支援を行うとともに、すべての県民が質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

2 課題

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向に基づいて取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。特に、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組むことが求められています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の運営面等の改善

文化交流ゾーンを構成する各施設が、三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献していくため、それぞれ、魅力向上のための不断の努力、研究を行うとともに、連携、協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

伊勢志摩サミットのレガシーや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する国の動向をふまえ、県ゆかりの偉人や、三重の多様で豊かな自然・歴史文化等をテーマとした多彩な展覧会・公演等を開催するとともに、これを支える専門人材や次代を担う子どもたちの育成等に取り組めます。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

三重県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等と連携し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出し、さまざまな主体の学びが一層深まり、広がるよう支援します。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の運営面等の改善

文化交流ゾーン構成施設については、平成28年度に構築した仕組み（文化交流ゾーン連携・経営推進会議の設置、一部指定管理の導入（平成30年4月））に基づき運営していくために必要な体制を平成29年度中に整え、これらの施設の一層の魅力向上と連携強化を図っていきます。

3 三重県総合博物館（M i e M u）について

文化振興課

1 博物館の概要

三重の自然と歴史・文化に関する約 50 万点の資料を収蔵する総合博物館として、平成 26 年 4 月 19 日に、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣）に開館

- 〈使 命〉・三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代に生かす博物館
 - ・学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館
 - ・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館
- 〈テ ー マ〉 三重が持つ「多様性の力」
- 〈活動理念〉 ともに考え、活動し、成長する博物館

2 平成28年度の取組概要

(1) 実施結果

伊勢志摩サミットの開催等をふまえ、伊勢志摩地域の魅力を紹介する「伊勢志摩～常世の浪の重浪よする国へ、いざNOW!～」をはじめ、国内外で人気の忍者や三重県出身で昭和を代表するスター植木などをテーマにした多彩な展覧会のほか、各種団体・企業と連携して交流展を開催しました。また、移動展示、フィールドワークなど地域との連携によるアウトリーチ活動を展開しました。さらに、企業にご協力いただき、コーポレーション・デーを開催するとともに、講演会・ワークショップ等の交流創造活動に取り組みました。これらの結果、240,906人の方にご利用いただきました。（別紙1参照）

(2) 主な課題

①博物館の整備にあたっての「7項目」の着実な推進

博物館の整備にあたってお示した「7項目」（別紙2参照）について、着実に推進していく必要があります。

特に、年間の運営費における県費負担の削減や入館者増等のための広報体制の強化については、開館以来のこれまでの取組に加え、「発信」、「営業」および「連携」といった面での業務改善に一層注力していく必要があります。

②次世代育成の取組の充実

次代を担う子どもたちが感性や想像力を一層伸ばすことができるよう、展示見学に加え、さまざまな学びや実体験のプログラムを充実させていく必要があります。

3 平成29年度の取組

(1) 博物館の整備にあたっての「7項目」の着実な推進

引き続き、別紙2のとおり、着実に取り組んでまいります。

特に、年間の運営費における県費負担の削減や入館者増等のための広報体制の強化については、これまで取り組んできた多様なテーマでの展覧会の開催等に加え、これらの魅力を伝えるための広報や、より多くの方に来館いただくための営業活動を一層強化します。これらによって観覧料収入や企業からのご支援等を確保するとともに、経費の節減に努め、継続的で安定的な運営を行います。

①展示等

- ・ 県内外の幅広い層に関心を持っていただくため、県民獣カモシカや人気の鉄道等をテーマにした展覧会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にちなんだ展覧会等を開催します。また、各種団体と連携して、伊勢型紙や川喜多半泥子、人形大使「ミス三重」等のさまざまなテーマで交流展を開催するほか、移動展示、フィールドワーク等のアウトリーチ活動を展開します。

②広報・営業活動

- ・ 館内の組織改編を行って新設した経営戦略広報課が中心となって、展示等の魅力を一層効果的・効率的に発信していきます。
 - ア SNSをさらに活用して、企画展開催までの作業風景等についても発信
 - イ 交通事業者や集客施設等と情報発信面での連携を一層強化
- ・ 学校や企業等に対する営業活動については、博物館を利用いただくメリット等を利用者に応じてわかりやすく、しっかりと伝え、継続的な利用と新規顧客の獲得に努めます。
 - ア 企業パートナーシップ会員への徹底したフォローアップと、これまでアプローチが弱かった企業への訪問による新規会員の獲得
 - イ 学習指導要領等の改訂に伴い、小学校等で実施予定の「アクティブ・ラーニング」のフィールドとしての活用を学校現場に提案

(2) 次世代育成の取組の充実

子どもたちが感性豊かな時期に三重のことを学べる場、学校とは異なる学びの場として、次世代育成の取組を充実させます。

- ①学習指導要領等の改訂に伴い、小学校等で実施予定の「アクティブ・ラーニング」のフィールドとしての活用を学校現場に提案
- ②展示に関する「学びのワークシート」の拡充
- ③遠方の学校に対する出前授業等の実施
- ④工業・商業高校や高等専門学校、大学等の課題研究型学習の実践の場、成果発表の場としての活用を提案

平成 2 8 年度の取組概要

- 1 入館者数（博物館への入館者総数（無料スペースのみの利用者を含む。）
240,906 人（目標者数：260,000 人 達成率：92.7% 平成 27 年度：253,100 人）
- 2 展示観覧者数（基本展示および企画展示の観覧者総数（無料観覧者数を含む。）
171,547 人（目標者数：180,000 人 達成率：95.3% 平成 27 年度：170,218 人）

(1) 基本展示

82,595 人（平成 27 年度：93,172 人）

(2) 企画展示

88,952 人（平成 27 年度：77,046 人）

展示内容	期間	観覧者数
伊勢志摩～常世の浪の重浪よする国へ、いざ NOW！～	4/16～ 6/19 <57 日間>	9,886 人
大変動の地～三重の三億年・変動に生きた巨大生物たち～	7/ 2～ 9/ 4 <56 日間>	33,695 人
The NINJA～忍者ってナンジャ！？～	10/25～ 1/ 9 <62 日間>	33,565 人
植木等と昭和の時代	1/21～ 3/20 <51 日間>	11,806 人

(3) 交流展示

25,164 人（平成 27 年度：8 回実施、38,007 人）

展示内容	期間	観覧者数
伊勢志摩の真珠～3000 の想いをのせて～	4/15～ 5/8 <22 日間>	6,318 人
過去から未来へ～津のあゆみ～	9/17～10/10<21 日間>	8,688 人
すばらしい三重の文化財Ⅱ	2/ 4～ 3/20<39 日間>	7,226 人
三重のまちかど博物館	3/14～ 4/ 2<18 日間> (うち 28 年度:16 日間)	2,932 人 (28 年度)

(4) トピック展示

26,889 人（平成 27 年度：1 回実施、5,474 人）

展示内容	期間	観覧者数
国策グラフ誌『写真週報』に見る戦争中の暮らし	7/ 9～8/21 <38 日間>	14,110 人
暮らしの道具～いま・むかし～	1/14～3/ 5 <44 日間>	12,779 人

(5) 移動展示

1,211 人（平成 27 年度：未開催）

展示内容	期間	観覧者数
先っちょ志摩に生きる (於：志摩市歴史民俗資料館)	2/18～3/19 <28 日間>	1,211 人

3 子どもの利用状況

展示観覧者数 79,451人 (平成27年度: 65,823人)

うち学校による利用 238校 18,192人 (児童・生徒のみ)

(平成27年度: 185校 14,796人)

(利用校の種類別内訳)

年度	幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
28	30	125	21	21	41	238
27	23	98	26	10	28	185

(利用校の地域別内訳)

年度	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	県外等	計
28	36	137	36	18	9	2	238
27	29	96	35	13	7	5	185

4 企業との連携

・パートナーシップ企業: 147社 (平成29年3月31日現在)

・コーポレーション・デー: 6日開催 入館者数 16,367人

(平成27年度: 6日開催 入館者数 22,456人)

5 交流創造活動

(1) 閲覧レファレンス活動

交流創造エリアの中核をなす学習交流スペースにおいて、資料閲覧、レファレンス活動を展開しました。

(2) 学習支援活動

講演会、博物館講座、各種ワークショップなど、子どもたちをはじめとする多くの県民のみなさんに三重の自然や歴史・文化に対する興味・関心をもっていたくきっかけづくりを目的とした学習支援活動を実施しました。

(主なもの)

MieMuセミナー、館長と調べる三葉虫のひみつ、さんちゃんのお食事会、文化財探訪、古文書調査法研修講座、週末ワークショップなど

(3) 県民・諸団体との交流

博物館活動を進めていく上で重要な基盤となる、県民の皆さんや多様な関係機関・団体との連携体制の構築を図りました。

(主なもの)

ミュージアム・パートナー制度の運用、三重大学および皇學館大学との連携など

三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年6月の常任委員会において「収支計画(開館5年目程度)」をお示しし、これに基づき平成 29 年度当初予算を編成しました。 ・平成 29 年度当初予算においては、収入支出とも予算額 439,134 千円、財源として県費 368,860 千円を計上させていただきました。収支計画策定時には見込めなかった消費税率の改定(5%→8%)等に伴う増加分を除けば、県費 334,315 千円となり、「収支計画」でお示しした 345,500 千円以内となっています。(別紙2-1 参照) ・引き続き、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、制度改正に伴うものや博物館だけの努力では解消できないもの以外は、開館5年目程度の平年時に向けて解消できるように取り組み、「収支計画」における県費 345,500 千円の範囲内となるよう努めてまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ※多様な収入確保の取組例(平成 29 年3月末日現在) ・企業等からの寄附(累計) 66,360 千円(84 件) ・パートナーシップ会員数 147 社 ・ // 協賛額(累計) 24,690 千円
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ・駅看板やポスター・チラシの配布といった従来からの手法に加え、さまざまな工夫をしながら、戦略的・統一的に広報を展開しています。今後、SNS のさらなる活用、交通事業者や集客施設等との連携を一層強化していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ※主な事例 ・企画展のチラシへの次期企画展情報の掲載、エントランスホールへの次期企画展の大型広報パネルの設置など早い段階からの PR の実施 ・博物館の外構の街路に沿った部分に、開催中の企画展の、のぼり旗を設置 ・県内の幼稚園・小中学校の校長会に出向き利用促進への協力を依頼 ・県内の小学校・幼稚園の全児童への夏の企画展チラシ配布や近隣の小学校・幼稚園への企画展の追加広報等の実施 ・連携先の地域団体等と連携した企画展 PR 活動(スタンプラリー等) ・県外(特に愛知県・岐阜県方面)への企画展広報の強化(新聞広告の集中的な実施、ポスター・チラシの配布先の拡大など) ・ツイッターやフェイスブックなどウェブ媒体を使い、旬の情報をいち早く提供するとともに、利用者との交流の場として活用 ・企業への訪問や県内商工会議所等の会合への参加を通じて、当館の取組を説明 ・パートナーシップ企業に企画展ポスターの掲示やチラシ配布等による従業員の利用促進への協力を依頼 ・中部芸術文化記者クラブへの情報提供の継続的实施
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> ・開館後の運営や経営のあり方についてご意見を伺うため、三重県総合博物館経営向上懇話会を平成 23 年 10 月に設置し、活動と運営の仕組みに反映してきました。(開館までに 12 回開催) ・開館後は三重県総合博物館協議会を設置し、経営面に係るご意見も伺っています。年2回の開催を予定しており、平成 28 年度は、第1回を7月 20 日、第2回を 12 月 21 日に開催しました。

<p>④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働など、さまざまな観点からの連携を実施しています。 <p>※主な連携事例</p> <p>①コーポレーション・デー (企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化。協賛者は、チラシの配布など自らの広報活動が可能。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度は、6日間開催(6/19:㈱ケーブルコムネット三重、9/4:㈱松阪鉄工所、9/24:国土交通省中部運輸局三重運輸支局ほか「みえ交通安全・環境フェスタ」、10/2:中京テレビ放送㈱、2/25:イセツト㈱、3/5:㈱百五銀行) <p>②展示関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示の企画、共同開催 ・展示資料の借用 ・展覧会関連イベントの企画・実施 <p>③事業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内施設を利用したセミナーやイベントの共同開催 ・企業等が開催する展示やイベントにおけるPR 展示や相互広報の実施 ・企業等が主催する三重の自然や歴史・文化をテーマとした講演会への講師としての参加 ・企業等による地域活動に対する取組(森づくり活動等)への協力 <p>④ミュージアムショップ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の店舗と連携したオリジナルパン、デザート等を開発して販売 ・地域企業との連携によるMieMuオリジナル商品の企画・販売 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は、企業パートナーシップ会員への徹底したフォローアップと、これまでアプローチが弱かった企業への訪問により新規会員の獲得に努めます。
<p>⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続しています。 ・旧県立博物館敷地内に存在していた個人名義の土地問題を解決し、財産管理の適正化を図りました。
<p>⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画で 20kwとしていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に 100kw分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも 2.5kw 分を設置しました。 ・なお、地中熱を利用した水蓄熱空調システムについて、省エネ性・環境性に優れるとともに、空調負荷の低コスト化を図ったことなどが評価され、平成 26 年7月 16 日に一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから表彰を受けました。
<p>⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のための仕組みを整備しました。 ・取組状況については、三重県総合博物館協議会に設置した評価部会における分析や評価などを行い、事業の策定や業務の改善に反映させています。

平成29年度収支計画について

(1) 収入

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6提示)	平成29年度	備考
観覧料収入	42,000	37,778	消費税率の改定に伴う増加分 1,049千円
企業からの協力 (企業パートナーシップ等)	8,000	5,890	
施設活用による収入 (ミュージアムショップ等)	10,000	6,540	
その他事業関連収入 (資料利用収入等)	2,500	1,166	
公的団体等の外部 資金獲得(国交付金 を含む)	12,000	9,900	
外部資金を活用し た基金からの繰入	9,000	9,000	
(小計) 県費以外の収入	83,500	70,274	収支計画策定時に見込めなかった額の計 1,049千円 … A
県費	345,500	368,860	・AとBの差額 34,545千円 これを除くと、平成29年度県費は 334,315千円
合計	429,000	439,134	

(注)「平成29年度」には、収支計画策定時に見込めなかった消費税率の改定(5→8%)等に伴う増加分を含んでいます(備考欄に記載)。

(2) 支出

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6提示)	平成29年度	備考
事業費	97,000	95,369	消費税率の改定に伴う増加分 2,625千円
維持管理費・一般管理 費	140,000	122,179	消費税率の改定に伴う増加分 3,383千円
人件費 (正規職員)	160,000	187,575	計画における想定人件費と配置実績の差 等に伴う増加分 27,575千円
人件費 (非常勤職員)	32,000	34,011	報酬・賃金改定に伴う増加分 2,011千円
合計	429,000	439,134	収支計画策定時に見込めなかった額の計 35,594千円 … B

(注)「平成29年度」には、収支計画策定時に見込めなかった消費税率の改定(5→8%)等に伴う増加分を含んでいます(備考欄に記載)。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年制定）に基づき、「三重県人権施策基本方針」を策定（平成27年12月第二次改定）し、その推進計画である「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成28年3月策定）により、人権施策を総合的、体系的に推進しています。

(2) 人権センターの取組

人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設として設置し、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発に取り組むとともに、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催等、多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

2 課題

(1) 人権啓発

人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会状況の変化に伴い、インターネット上での人権侵害や性的マイノリティの問題等、新たな課題が発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 人権擁護と救済

人権に係る県民からの相談は、人権センターのほか、法務局や人権擁護委員連合会等でも受けていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、相談員等の専門性や資質の向上を支援するとともに、人権センターと各相談機関との連携を強化していくことが必要です。

3 取組方針

(1) 人権施策の進捗管理と検証

第三次行動プランに基づき、人権施策の全庁的な進捗管理を行うとともに、県の取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告し、県ホームページ等で公表します。

(2) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいて、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット啓発といった「感性に訴える啓発」、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」など、手法を工夫するとともに、新たな人権課題をテーマとする講演会等を開催するなどして、効果的な人権啓発の推進に取り組めます。

(3) 相談体制の充実

さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、専門性や資質の向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等と情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実することにより、実効ある相談、支援体制の構築に努めます。

5 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

三重県が実施している「e-モニターアンケート調査」の結果によると、「社会全体において、男女の地位が平等になっている」と思う人の割合が、この3年間で約2倍になるなど、男女共同参画に対する県民の意識は確実に向上しています。しかし、依然として、半数以上の人々が「男性の方が優遇されている」と思っており、社会における男性優遇感は、根強く残っていると考えられます。

Q：社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

出典：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査（広聴広報誌掲載）

	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H25年度	11.5%	72.4%	12.3%
H26年度	17.5%	61.2%	9.5%
H27年度	21.3%	55.3%	7.9%
H28年度	22.1%	56.6%	9.1%

また、本年3月に、「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく県推進計画としての位置づけを行い、女性活躍の推進に取り組んでいます。（別紙参照）

2 課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所における管理職に占める女性の割合は10.5%（H28.4.1現在）、県・市町の審議会等における女性委員の割合は26.7%（H28.4.1現在）であり、徐々に増加してきましたが、指導的地位に占める女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。そのため、政策・方針決定過程への一層積極的な女性の参画が必要です。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

平成27年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」の結果によると、固定的な性別役割分担意識は薄くなりつつあるものの、未だ根強く残っているなどの状況もあることから、市町等と連携した男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画意識を高め、長時間労働を前提としない働き方の構築等、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。

(4) 性別に基づく暴力等防止に向けた取組

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした子ども、女性等を対象とした暴力は、三重県においても深刻な社会問題であることから、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

3 今後の取組方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」の策定を受け、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、各関係部局と連携し計画の着実な実行をめざすとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報誌等による情報発信、各種セミナー等による研修・学習、フォーラム等による参画・交流、電話相談や調査研究を行い、引き続き密接な連携のもと、男女共同参画意識の一層の普及・啓発を図ります。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

昨年9月に「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに開催した「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」の成果を広く根付かせていく必要があることから、共同宣言の趣旨をふまえ、女性の活躍につながるアワード事業を展開し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組めます。また、「女性の活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、女性活躍推進の機運醸成をより一層図っていきます。

(4) 性別に基づく暴力等防止に向けた取組

DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性暴力・性犯罪を含めたDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営により、ひとりでも多くの方により良い支援を提供できるよう努めていきます。

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)の概要

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題
 - (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - (2) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
 - (3) 雇用等の分野における男女共同参画の推進
○女性の職業生活における活躍に関する本県の特徴
 - (4) 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
 - (5) 家庭・地域における男女共同参画の推進
 - (6) 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
 - (7) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

第2章 計画の基本事項

- 1 計画の位置づけ
 - 三重県男女共同参画推進条例(第8条)
 - 男女共同参画社会基本法(第14条)
 - 女性活躍推進法(第6条)
- 2 計画の目標 ～男女共同参画社会の実現～
- 3 計画の期間 平成29年度～平成32年度
- 4 計画の体系
- 5 計画の重点事項
 - (1) あらゆる分野における女性活躍の推進
 - (2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進
 - (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - (4) 男女共同参画に関する理解の促進
 - (5) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
 - (6) 男女共同参画を阻害する暴力への取組

第3章 計画の内容

- 基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進
- I-I 雇用等における女性活躍の推進
- 1) 女性活躍推進の機運醸成
 - 2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の推進
 - 3) 仕事と生活の調和の推進
 - 4) 雇用環境の整備
 - 5) 女性の再就職支援
- I-II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進
- 1) 方針決定の場への女性の参画促進
 - 2) 女性が働きやすい環境の整備
 - 3) 家庭的経営における働き方の評価と仕事と生活の調和
 - 4) 起業家等に対する支援
- I-III 仕事と子育て等の両立でできる環境整備の推進
- 1) 多様なニーズに対応した子育て支援
 - 2) 男性の育児参画の推進
 - 3) 介護を支援する環境の整備
- 基本方向 II 男女共同参画を推進するための基盤の整備
- II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 1) 県の審議会等委員への女性の参画
 - 2) 県における女性職員等の登用
 - 3) 市町等への働きかけ
- II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- 1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - 2) 学校等における男女共同参画教育の推進
 - 3) 生涯を通じた学習機会の充実
 - 4) 国際的な動きへの対応と活動支援

基本方向 III 女性が安心して暮らせる環境の実現

- III-I 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
 - 2) 地域活動における男女共同参画の促進
 - 3) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- III-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- 1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
 - 2) 性と生殖に関する健康支援の充実
 - 3) 自立のための生活支援
 - 4) 自立を促進する環境の整備
- III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組
- 1) 関係機関の連携による支援体制等の整備
 - 2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進
 - 3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

第4章 計画の推進

- 1) 県の推進体制の充実と率先実行
- 2) 男女共同参画に関する実施計画の策定および進捗管理
- 3) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等
- 4) 市町等との協創
- 5) 男女共同参画センター「フレンドみえ」の機能の充実

別紙

※下線付きは女性活躍推進計画に位置付ける項目

6 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

三重県内の外国人住民数は、経済情勢等の悪化もあり、平成20年をピークに減少していましたが、平成28年末には43,445人と3年連続で増加しました。県内総人口に占める外国人住民の比率は約2.36%（対前年比0.11ポイント増）と全国的にも高い水準にあり、引き続き外国人住民が増加することが予想されます。（別紙参照）

グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受け、県では、平成28年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定し、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いていく多文化共生社会づくりを進めています。

2 課題

(1) 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換

外国人住民への生活支援施策においては、かつては「文化の違いを乗り越える」ことをめざしていましたが、近年ではその「違いを生かす」ことで新たな価値を創造することが大切とされています。文化的背景の異なる人びとが、地域社会を一緒に築いていける仕組みをつくる必要があります。

(2) 外国人住民の地域社会への参画の促進

人口減少の進展や価値観の多様化など、県民の生活を取り巻く状況が大きく変化しています。新たな地方創生を図るため、外国人住民が積極的に地域社会に参画できる環境づくりが必要です。

(3) 互恵関係の構築

外国人住民を含む地域住民が対等な関係で互いにより影響を与え合える状況をつくることで、地域の活性化と人びとの幸福度の向上につながります。外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、さまざまな課題の解決に向けた支援に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、文化的背景の異なる人びとが地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画できるよう、「三重県外国人住民会議」の開催などを通して、外国人住民の意見を地域の取組に反映させていきます。

(2) 情報や学習機会の提供

外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語で提供します。市町、企業やNPO等と連携し、多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催するほか、国際交流・異文化理解・多文化共生社会について児童生徒の理解を深めるため、外国人住民を講師として学校に派遣します。

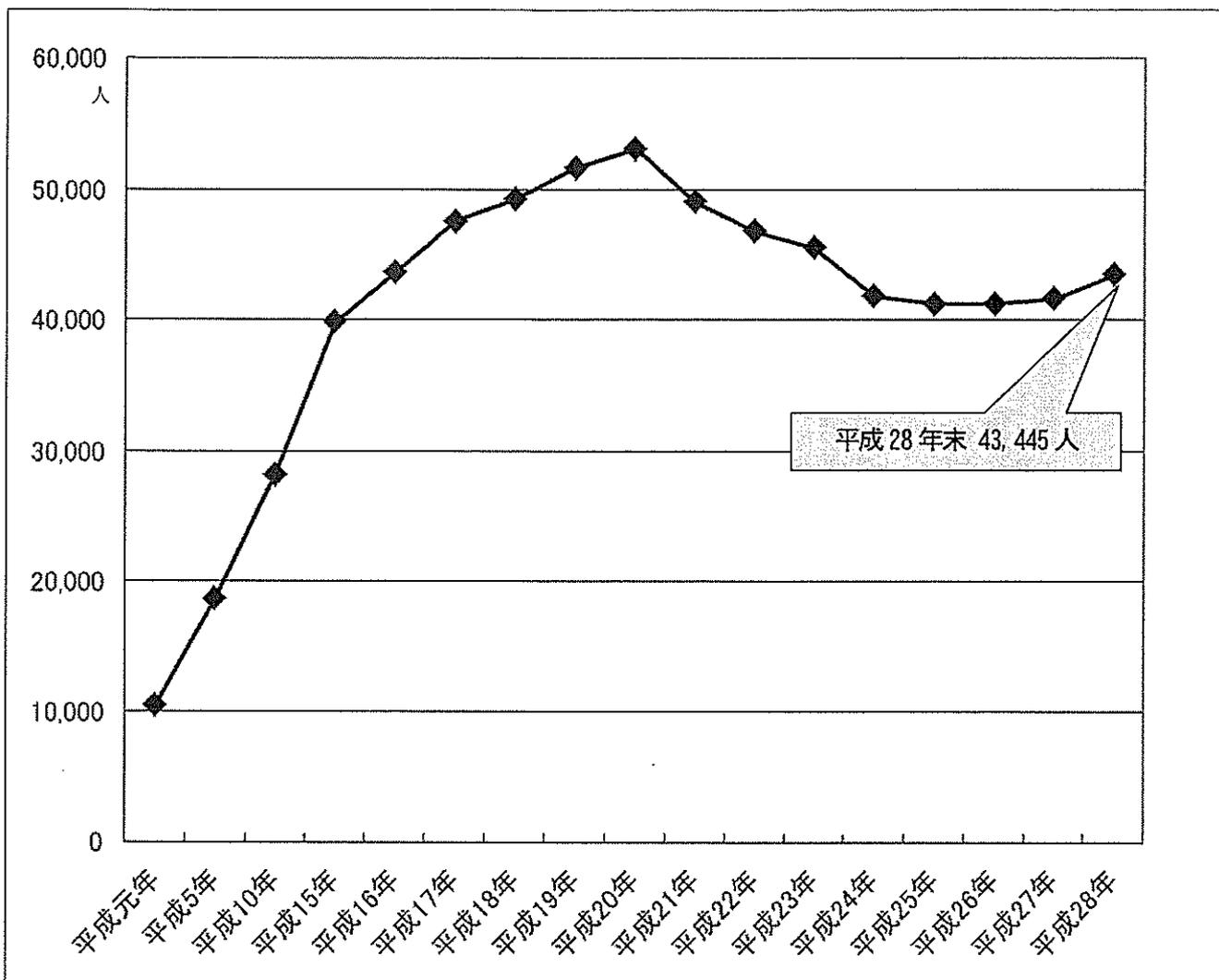
(3) 基盤となる安全で安心な生活への支援

広域で解決すべき、医療通訳者の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止などの外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援を進めるため、医療通訳や災害時に外国人住民等を支援する人材の育成に、引き続き取り組みます。

(4) その他

多文化共生社会づくり施策についての意見を集約し、諸事業に反映するため、「三重県多文化共生推進会議」を開催するなど、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して取り組みます。

図：三重県内の外国人住民数の推移（三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課調べ）



表：平成28年末 国籍・地域別外国人住民数（三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課調べ）

順位	国籍	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	11,578人	26.6%	445人	4.0%
2	中国	7,717人	17.8%	—	—
3	フィリピン	6,155人	14.2%	155人	2.6%
4	韓国	4,490人	10.3%	—	—
5	ベトナム	3,293人	7.6%	784人	31.2%
その他		10,212人	23.5%	—	—
三重県計		43,445人	100.0%	1,820人	4.4%

7 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

三重県が認証しているNPO法人は、平成28年度末で717法人あり、その活動内容は、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」や「子どもの健全育成」が多くなっています。

しかしながら、収入規模500万円未満の法人が約50%と財政力の脆弱な法人が多い状況です。

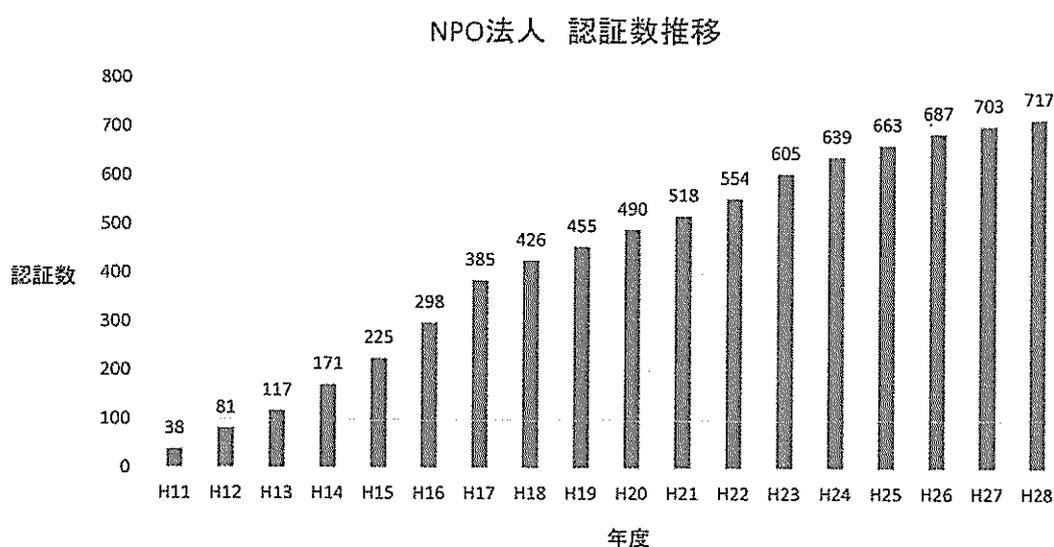


表 NPO法人の収入規模

(出典：平成28年提出分の事業報告書（三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課調べ）)

収入規模	比率
5000万円以上	9.8%
1000万円以上5000万円未満	28.3%
500万円以上1000万円未満	8.3%
500万円未満	49.5%
未提出	4.1%

2 課題

(1) NPOの運営基盤の強化

NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。

また、中間支援団体(※1)には、情報発信だけにとどまらず、NPOに対するより専門的な支援が必要とされています。

※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

県は、NPO・県社会福祉協議会等とともに官民協働で「みえ災害ボランティア支援センター(※2)」を運営しており、平成28年度は熊本地震対応のため、災害ボランティア活動を行う場合の交通費等の助成や相談・情報提供等を行うことで、県内からの災害ボランティア活動を支援することができました。こうした経験等をふまえ、大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の体制を整える必要があります。

※2 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される現地災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

NPO活動に対する県民の皆さんの理解が進むよう、中間支援団体等と連携し、「市民活動・NPO月間(※3)」を中心に、効果的な情報発信を行っていきます。

また、みえ県民交流センターにおいて、NPOの運営基盤の充実・強化(資金調達や人材育成など)や県内中間支援団体の機能向上・連携交流を図ります。

※3 県は、県民の皆さんの市民活動に対する理解と参加を促すため、平成25年度から12月を「市民活動・NPO月間」として、集中的に啓発活動を行っている。

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

熊本地震におけるボランティアやNPOによる被災者支援の状況等をふまえながら、「みえ災害ボランティア支援センター」の設置マニュアルの改訂など、大規模災害時により効果的な支援が行えるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制を充実・強化していきます。

また、NPO・社会福祉協議会・行政等を対象とした研修会の開催や訓練等を通して、災害時に備えた互いに「顔の見える関係づくり」の促進に取り組んでいきます。

8 ダイバーシティ社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 経緯

平成 28 年 11 月に県が発表した「伊勢志摩サミット三重県民宣言」において、「4つの決意」の1つとして「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。」と掲げ、ダイバーシティ社会実現への決意を表しています。

ダイバーシティは「多様性」のことであり、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会がダイバーシティ社会です。

今後、ダイバーシティ社会の実現に向けて施策の一層の推進を図るため、市町、企業、団体、県民の皆さんからご意見をいただきながら、関係部局と連携し、県の方針を策定していきます。

2 現状

県としては、女性、高齢者、障がい者、外国人などの社会参画・活躍に関して、それぞれの分野で個別の計画や指針などを策定し、具体的な施策を講じています。

企業においては、女性をはじめ多様な人材の活躍により、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める、経営戦略としてのダイバーシティ経営が注目されています。

一方で、「第6回みえ県民意識調査」（平成 29 年 1 月～2 月）の結果について、「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できている」の項目は、「感じない」と「どちらかといえば感じない」の合計が 55.5%で、過半数を超えています。

多様な個性が力を発揮し、共存できる、ダイバーシティの考え方は、企業のみならず、個人や社会においても重要な考え方であり、ダイバーシティ社会の実現のためには、社会全体の気運醸成等を図っていくことが必要です。

3 取組方向

(1) ダイバーシティ社会推進方針（仮称）の策定

三重県におけるダイバーシティ社会実現に向けた推進の考え方を示す「ダイバーシティ社会推進方針（仮称）」（以下「推進方針（仮称）」という。）を、年内目途に策定します。例えば、県の姿勢や、事例的に主な推進項目を記載することを想定しています。また、推進方針（仮称）の検討にあたっては、有識者をはじめ市町、団体、企業、県民の皆さんからさまざまなご意見をお聴きするよう工夫します。

(2) 三重県ダイバーシティ社会推進本部の運営

県の全部局長等を構成員とする庁内横断的な組織を本年4月27日に設置しました。今後、推進本部において、推進方針（仮称）を検討、策定するとともに、分野間の連携強化、情報共有などにより、施策の一層の推進を図っていきます。

なお、進展度をどう評価するかについても、あわせて研究・検討していきます。

4 年間スケジュール（常任委員会への対応予定）

平成29年6月	推進方針（仮称）の基本的な考え方を説明
9月	推進方針（仮称）素案を説明
12月	推進方針（仮称）案を説明

9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県の交通安全の取組としては、「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（両計画の期間：平成28年度～32年度）に基づき、県民の皆さんをはじめ市町、警察、事業者、関係機関・団体等と連携・協働した各種交通安全対策を通じて、交通事故ゼロ、飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）の安全なまちづくりを進めています。

(1) 交通事故情勢

県内の「交通事故死者数」は長期的には減少傾向（平成27年は昭和29年の統計開始以来過去最少の87人）にありますが、平成28年は増加し100人（対前年比13人増）となりました。しかし、11月に16年ぶりの「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令し、さまざまな媒体での注意喚起や街頭指導等に取り組んだ結果、12月の死者数が5人（61年ぶりに月間死者数が一桁台）となりました。その傾向は今年も続き、1月から4月末までの死者数は22人（対前年同期比14人の減少）となっています。一方、死傷者数については、平成28年は8,258人（対前年比1,346人の減少）となり、11年連続で過去最少を更新しています。

平成28年中の交通死亡事故の主な特徴としては以下のとおりです。

①高年齢者が5割以上を占める（9年連続）。

高年齢死者数は52人（構成率52.0%）、前年と同数

②交通弱者（歩行者・自転車乗用者）が約5割を占める。

交通弱者死者数は49人（構成率49.0%）、前年（40人）より9人増

③歩行者・車両間死亡事故のうち、歩行者横断中が約7割を占める。

全31件中、道路横断中が22件（71.0%）、前年（19件）より3件増

④シートベルト非着用死者が約4割を占める。

四輪乗車中の死者34人中、シートベルト非着用者は13人（非着用率38.2%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は9人

(2) 飲酒運転事故の現状

飲酒運転防止について、県としては、平成25年6月に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」を制定し、取組を進めています。この条例に基づく基本計画を策定し、規範意識の定着のため、警察、交通安全協会、断酒の会等関係機関・団体と連携し、県内各地で飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）をめざすキャンペーンやメッセージ運動を展開してきました。また、飲酒運転の再発防止策として、違反者へのアルコール依存症に関する受診義務通知や勧告等の取組（平成28年度受診義務通知474件）を実施しました。

これらの取組により、平成28年の飲酒運転事故件数は36件（対前年比8件の減少）となり、そのうち死亡事故は1件（前年と同数）でした。また、飲酒運転取締りによる検挙者数も減少していますが、悪質な飲酒運転は後を絶たない現状にあります。

2 課題

(1) 交通事故の防止

- ①高齢者の死者数が過半数を占めることから、高齢者一人ひとりの心に安全意識が浸透するよう、より工夫を凝らした広報啓発が必要です。また、改正道路交通法の施行（平成29年3月）による高齢者対策の強化をふまえ、運転免許証の自主返納の促進に向けた取組が必要です。
- ②歩行者や自転車乗用者の事故防止のため、子どもや高齢者に対する交通安全教育を重点的に推進するとともに、横断歩行者への対策を図る必要があります。
- ③四輪乗車中死者の約7割がシートベルト非着用者であることから、シートベルト着用率の向上に向けた対策が必要です。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転0（ゼロ）をめざすために、規範意識の定着に向けた教育・啓発を徹底して行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と、受診しやすい環境づくりを行う必要があります。

3 今後の取組方向

「第10次三重県交通安全計画」および「第2次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、本県の交通事故発生状況等のリスク情報を県民のみなさんと共有しながら、交通事故の抑止に効果的な広報啓発活動に取り組みます。

(1) 交通死亡事故等の防止

①高齢者対策

三重県交通安全研修センターにおける研修内容の見直し・充実を図りながら、高齢者の交通事故防止の中心的存在となって地域で活動する「交通安全シルバーリーダー」を育成（平成29年度180人予定、各自動車教習所）するとともに、パーク・アンド・バスライド方式（年間12回以上）も活用し、同センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の受講により、身体機能低下の自覚を促します。

また、交通事故発生状況に応じてモデル地区を指定し、「交通安全シルバーリーダー」等と連携して地域での訪問活動を行い、高齢者の事故防止を図ります。

さらに、自動車の運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりのため、県ウェブサイト「運転免許証自主返納サポートみえ」において、返納者に対するタクシー・バス料金の割引等の周知を行うほか、市町・警察・企業等と連携して返納支援の拡充を図ります。

②歩行者、自転車乗用者の事故防止

交通安全研修センターにおいて、子どもや高齢者を中心に歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、歩行能力診断等の交通安全教育機器を活用するなど、歩行者・自転車乗用者向けの交通安全教育を充実させます。また、市町、学校、企業等において交通安全教育を推進する指導者の養成および資質向上に努め、地域での交通安全教育の充実を図ります。

③シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動等の機会を通じて関係機関・団体と連携しながら、後部座席を含めたシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図ります。

(2) 飲酒運転0（ゼロ）をめざす取組

「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}0をめざす基本計画」をふまえ、関係機関・団体等と連携し、飲酒運転根絶のためのメッセージの収集・発信事業を県内大型商業施設等で取り組むとともに、飲酒運転0（ゼロ）宣言等事業所の公表など、事業所等における自主的な取組を推進します。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診促進を図るため、指定医療機関（平成29年4月末35機関）の追加指定や、飲酒運転とアルコール問題相談の充実など、引き続き受診しやすい環境づくりに努めるとともに、関係部局と連携し、アルコール健康障害の早期発見・早期介入により、飲酒運転0（ゼロ）をめざします。

【参考】第10次三重県交通安全計画の目標

○交通事故死者数を、平成32年までに55人以下にする。

○交通事故死傷者数を、平成32年までに7,300人以下にする。

第2次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画の目標

○飲酒運転による人身事故件数を、平成32年までに18件以下にする。

表1 交通事故発生状況

区 分	第8次交通安全計画			第9次交通安全計画					第10次
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
総事故件数（件）	61,793	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674	61,032
人身事故件数（件）	11,886	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038
うち死亡事故（件）	109	109	125	89	93	90	109	86	98
死者数（人）	110	112	135	95	95	94	112	87	100
うち高齢者（人）	56	65	71	53	48	49	57	52	52
（構成率）%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%	50.9%	59.8%	52.0
負傷者数（人）	15,608	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885	10,717	9,517	8,158
死傷者数（人）	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258
物損事故件数	49,907	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505	54,994
人口10万人当たり 死者数ワースト順位	11	10	2	16	10	14	3	14	9

図1 交通事故による死者数および死傷者数の推移

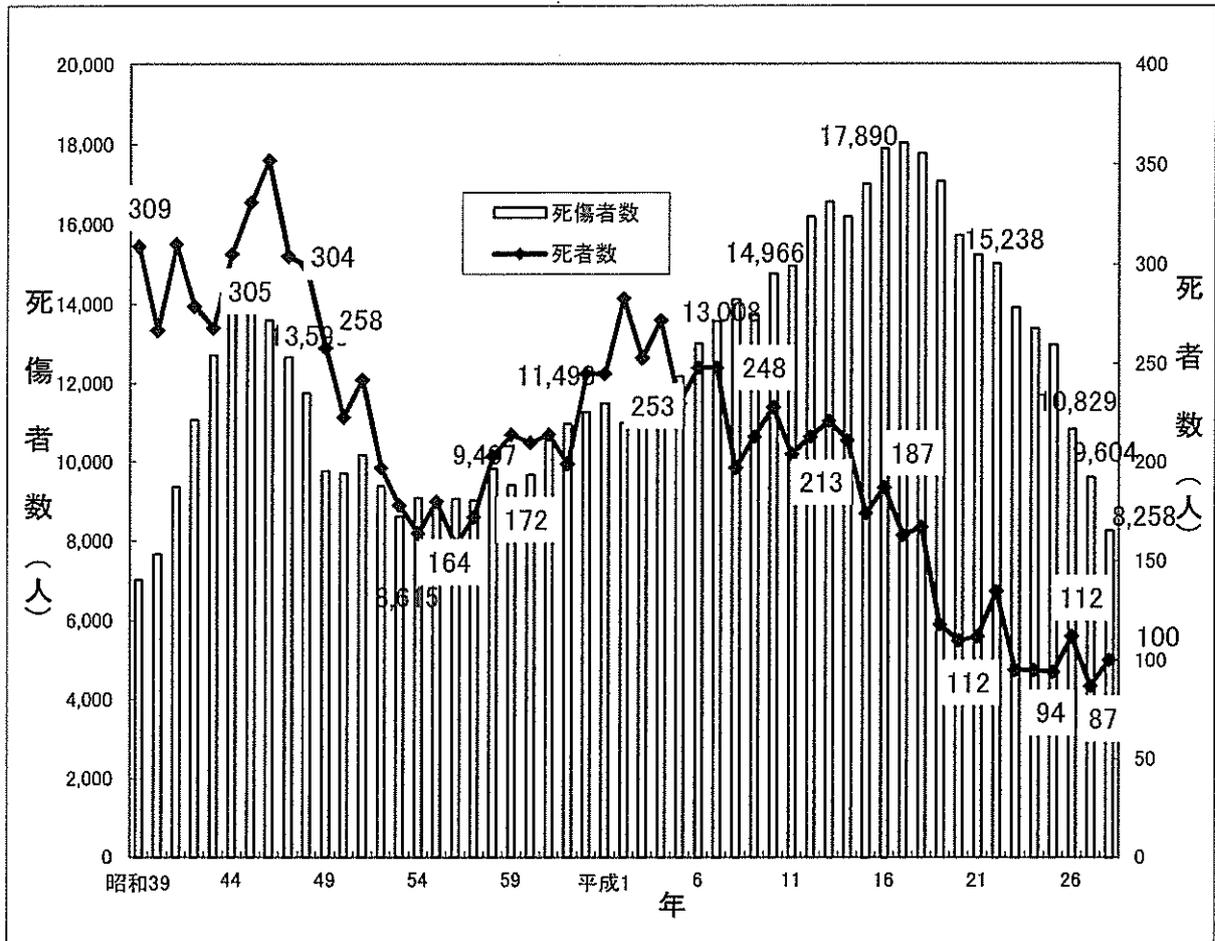


図2 交通事故死者の状態別内訳

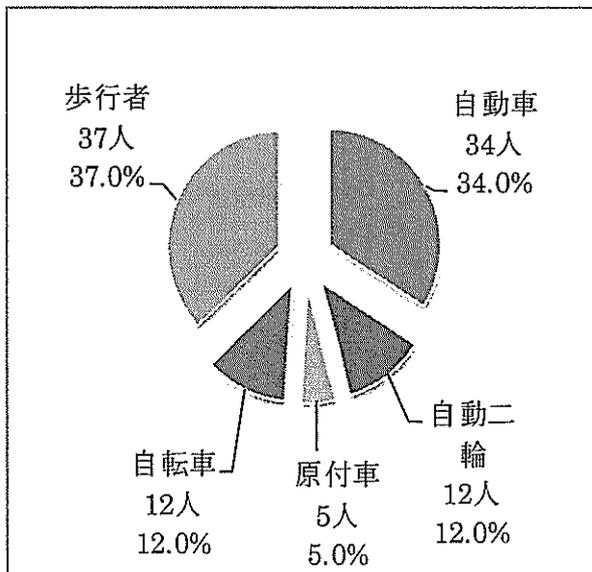


図3 シートベルト着用状況

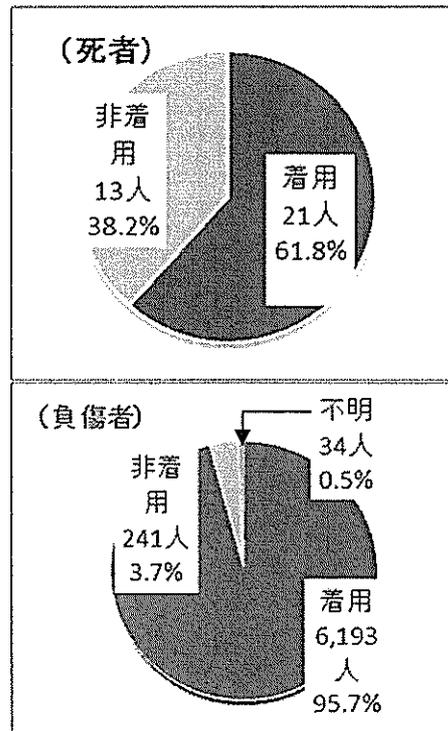


図4 飲酒運転事故等の推移

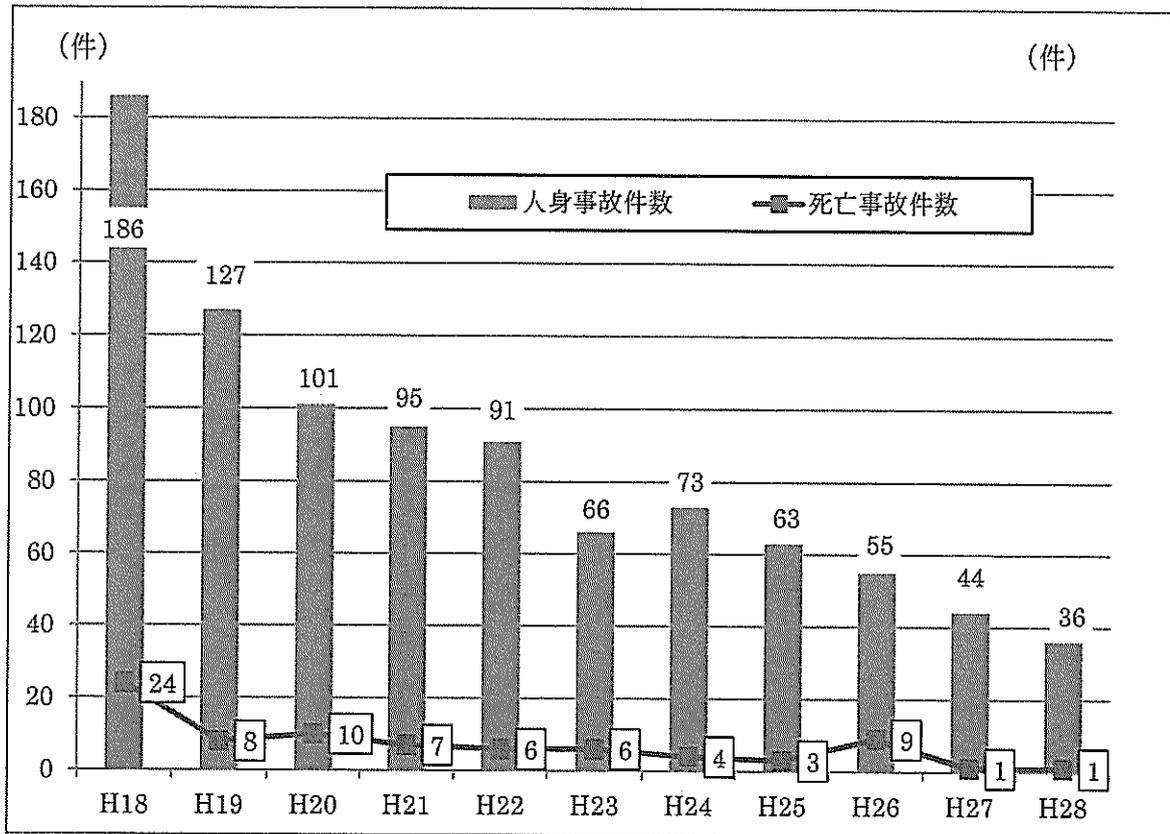


図5 運転免許証の保有者数と返納申請件数の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
保有者総数	1,262,169	1,265,516	1,267,180	1,265,978	1,265,218
65 歳以上	250,764	270,690	287,812	299,875	309,626
構成率	19.9%	21.4%	22.7%	23.7%	24.5%
75 歳以上	77,974	82,080	85,930	92,159	98,822
構成率	6.2%	6.5%	6.8%	7.3%	7.8%
返納申請者数	867	1,127	1,592	2,199	3,190
65 歳以上	803	1066	1520	2058	3048
返納率	0.32%	0.39%	0.53%	0.69%	0.98%
75 歳以上	535	813	860	1,044	1,782
返納率	0.69%	0.99%	1.00%	1.13%	1.80%

10 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪情勢

県内の刑法犯認知件数は、全国と同様、平成14年まで右肩上がりの傾向が続き、平成14年に戦後最多を記録しましたが、平成16年10月「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」（以下「まちづくり条例」という。）の施行以降、県民意識の高まりや、地域による自主防犯活動の取組、防犯設備の普及により、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年以降、再び減少し、平成28年は平成以後最少を記録しました。

【表1】 刑法犯の認知件数の推移（警察本部調べ） (件)

区分	S58年	～	H14年	H20年	H21年	H22年	H28年
刑法犯総数	11,916		47,600	25,348	25,540	23,425	14,112
増減数			8,354	▲616	192	▲2,115	▲1,066
増減率			21.3%	▲2.4%	0.8%	▲8.3%	▲7.0%

(2) 防犯対策の取組

まちづくり条例の施行以降、警察や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座などの施策を推進しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、その活動を促進するため、必要な情報の提供や支援を行った結果、平成28年12月末現在629団体に増加し、各種の自主的な防犯活動が地域で実施されています。

【表2】 自主防犯活動団体数（警察本部調べ） (団体)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
23	85	194	287	345	485	528	569	574	582	590	609	610	629

(3) 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の策定と着手

県では、地域における自主防犯活動を促進するなど、これまでも県民の皆さんとの協創による安全で安心なまちづくりに取り組んできたところですが、伊勢志摩サミットの開催をきっかけにして「自分たちのまちは、自分たちで守る」という気運が一層高まりました。

このサミットの成果を次世代へ引き継ぎ、発展させ、県民の皆さん等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、平成29年1月、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、平成29年2月には、防犯・交通安全ボランティア、市町担当者等アクションの主体の参加を得て、キックオフ大会を開催したところです。この大会の開催をきっかけに、市町との連携を確認するなどプログラムの広報・啓発とあわせて実施に着手しました。

2 課題

刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、県民の皆さんに大きな不安を与える凶悪犯罪、子どもや女性を対象とした犯罪は後を絶たず、また、高齢者等が被害者となる振り込め詐欺等特殊詐欺の認知件数が増加するなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。

県民の皆さん等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、プログラムの具現化に取り組んでいく必要があります。

3 今後の取組方向

県民の皆さん等さまざまな主体との協創によりプログラムを具現化していくため、市町等関係機関・団体と連携・協力し、防犯出前講座などの機会を捉えて、プログラムを県民の皆さん等に広く周知し、アクションを喚起していきます。

また、ソフト・ハードの両面から地域の防犯力向上を支援するモデル事業（地域防犯力向上支援事業）に取り組み、県民の皆さんと行政や市町間の連携力の向上を図り、他地域への展開のきっかけとします。

さらに、アクションの好事例や独自の事例を収集・蓄積し、ウェブサイト等で共有しながら横展開を促進するなど、県民の皆さん等との協創により、総合的かつ横断的な防犯対策が図られるよう、プログラムの具現化に向けて取り組めます。

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の概要

3つの基本方針のもと、特に7つの重点テーマを県民・事業者等の皆さんとともに推進していくことで、めざす姿の実現につなげます。

めざす姿

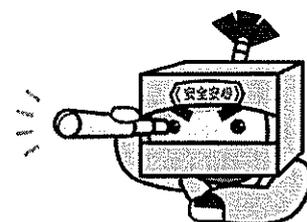
「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」

＜計画期間中の基本目標＞

刑法犯認知件数：15,178件(H27)→15,178件未満(H31)

交通事故死者数：87人(H27)→60人以下(H31)

県民・事業者の皆さん、
市町など、さまざまな主体と協創



3つの「基本方針」

意識づくり

～防犯・交通事故防止意識
を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力
を向上させる～

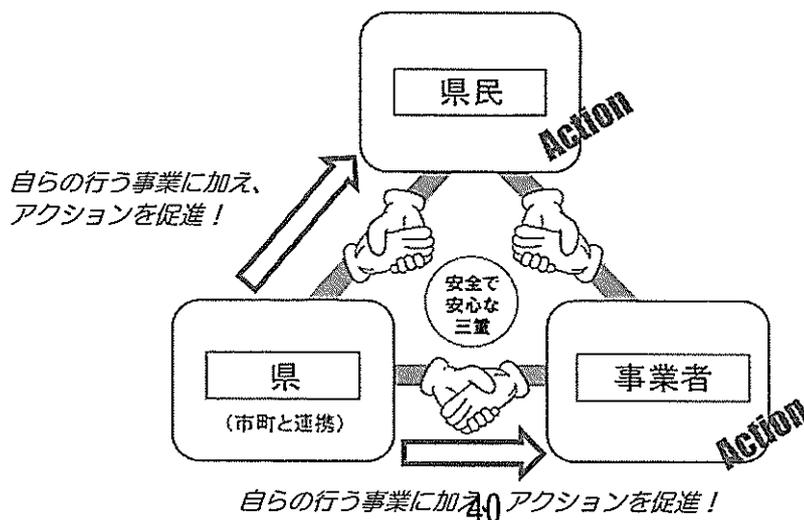
環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ
環境を整える～

7つの「重点テーマ」

- ① 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ② 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③ テロ対策を推進する
- ④ IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤ 薬物乱用を防止する
- ⑥ 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦ 犯罪被害者等支援策を充実させる

犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識をもとに、左の7項目を「重点テーマ」とし、それぞれが互いに横断的なものであることを意識しながら重点的に推進していきます。
各テーマでは、県民・事業者の皆さんに期待する“アクション”を具体的に例示しています。



1 1 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境については、近年、通信の光回線卸サービスの開始、電力・ガスの全面自由化、食品表示法の施行などの大きな変化もあり、これらの制度・規制の変更やICT等各種技術の革新・高度化に伴い、商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が一層進むと同時に、新たな消費者トラブルの発生も見られます。また、商品・サービスに係る表示の問題や、消費者の財産を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺被害も、引き続き発生しています。

(2) 県の取組状況

県としては、県消費生活センターを県内消費者行政の中核センターと位置づけ、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできたほか、国の地方消費者行政推進交付金を活用することによる市町における消費生活相談体制の整備を促してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、そのうち、12市5町で消費生活相談員が配置されています。消費者がより身近なところで消費生活相談を受けることができるよう、消費者庁が取組を進めていることもあり、市町での相談対応の比率が高まっています。県の相談件数は減少傾向にありますが、相談件数に占める高齢者(60歳以上)の割合は、3割を超える高い数字で推移しています。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。

また、市町における消費生活相談については、相談員を配置していても、相談員による相談日が月1回あるいは隔月1回という市町もあることから、相談日の拡充や新たな相談員の配置などの相談体制の充実を、引き続き市町に働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

消費者が主役となって選択・行動できる社会(消費者市民社会)の形成に向けて、消費者教育・消費者啓発を一層推進することが必要です。

その中で、商品やサービス、商取引の複雑化・多様化に伴う新たな消費者トラブルや、悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防止するため、情報提供を含めた啓発を、引き続き行うことが必要です。また、消費者トラブルが潜在化している可能性もあることから、3桁化された消費者ホットライン「188(いやや!)」をはじめとした相談窓口に関する一層の周知が必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な事業者による商取引の被害が依然として発生しており、国や他都道府県および警察等関係機関との連携を一層強化し、事業者の監視・指導に取り組んでいく必要があります。

また、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き関係部局等と連携し、事業者指導や啓発を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの専門性確保のため、消費生活相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。また、消費生活相談員資格所有者の確保や市町への情報提供にも取り組みます。

市町には、国の地方消費者行政推進交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう働きかけるとともに、市町ホットライン(相談支援直通電話)により、相談対応を支援していきます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

平成27年3月策定の「三重県消費者施策基本指針」の中で示した「消費者教育推進計画」をふまえ、消費者教育・消費者啓発を推進します。

その中で、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、消費者団体・事業者団体・行政等関係機関で構成し、消費者啓発を行う「みえ・くらしのネットワーク」等とも連携しながら、各種出前講座、講演会、フリーペーパー等さまざまな手法で啓発を行っていきます。また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けて、地域における啓発の担い手として活動するボランティアである「消費者啓発地域リーダー」を、引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上に地域リーダーを生かしてもらうよう、市町に働きかけます。加えて、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育・消費者啓発に取り組みます。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行っていきます。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

事業者指導においては、国や東海4県(愛知県・岐阜県・静岡県・三重県)で構成する「東海悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的な指導に努めるとともに、国による法改正の動向等も注視しながら取組を進めます。

1 市町の相談窓口状況（平成29年4月1日現在）

- ・センター設置 5市（津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、亀山市〔鈴鹿市と亀山市は広域連合で1センターを設置〕）
- ・相談員配置 7市5町（松阪市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町）

※相談員の配置日数には、毎日の配置から、週4日～1日、月2日～1日、隔月1日配置まで、市町によって幅がある。

※上記市町以外は職員で対応

（参考）

市町相談件数：25年度 6,806件、26年度 7,331件、27年度 7,443件、28年度 7,088件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

（件）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受付件数	4,313	4,330	4,056	2,753	2,487
対前年増減	▲905	17	▲274	▲1,303	▲266
増減率	▲17.3%	0.4%	▲6.3%	▲32.1%	▲9.7%
うち問合わせ等を除く件数	4,023	4,095	3,861	2,577	2,342
60歳以上の相談	1,175	1,358	1,190	795	752
全体に占める割合	29.2%	33.2%	30.8%	30.8%	32.1%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数にかかる数値

[平成28年度 相談件数上位3位]

- 1位 デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイトなどの登録料金、使用料金等の不当・架空請求） 519件
- 2位 インターネット接続回線（プロバイダやインターネット回線の料金やサービスに関する相談） 129件
- 3位 商品一般（はがきによる架空請求、商品を特定できない相談） 78件

3 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導（主に販売方法に対するもの）

年度	件数	内訳
24	7	みそ販売4件※（1件は行政処分）、新聞販売2件、住宅リフォーム
25	2	浄水器販売、新聞販売☆
26	3	学習教材販売、住宅リフォーム、結婚相手紹介
27	3	印鑑販売☆、住宅リフォーム、浄水器販売
28	2	ミシン販売、学習教材販売・家庭教師派遣◎

※4県合同（三重県・静岡県・愛知県・岐阜県） ☆3県1市合同（三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市）
◎静岡県と合同

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導（不当な取引行為に対するもの[特定商取引法案件を除く]）

年度	件数	内訳
24	0	該当なし
25	0	該当なし
26	1	通信事業
27	1	住宅リフォーム
28	1	放送・コンテンツ

(3) 景品表示法に基づく行政指導等（主に広告・商品表示に対するもの）

年度	件数	内訳
24	11	コロッケ販売、不動産販売、電子治療器具販売、ホテル2件、ホームセンター、旅館、焼肉店、米穀店、浴場施設、菓子製造販売
25	26	ホテル5件、旅館3件、食品スーパー6件、結婚式場、レストラン3件、給油所、学習塾、食品流通センター2件、食品製造業、焼肉店、喫茶店、食堂
26	7	農産物販売店、食品スーパー3件、食肉販売、レストラン、製茶
27	4	弁当宅配、食品流通センター、ホテル、菓子店
28	5	食品流通センター2件、リサイクルショップ、宝飾店2件

※平成25年度には、11都県合同調査による家庭用冷凍食品のメーカーおよび小売関係団体に改善要請を実施している。（三重県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県）

1 現状（概要）

平成 27 (2012) 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、平成 28 年 11 月に発効しましたが、その後の国際情勢の変化により、低炭素社会に向けた今後の取組には曲折も予想されます。

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画 (平成 24 年 3 月)」を策定し、平成 32 (2020) 年度における県域の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 2 (1990) 年度比で 10% 削減することとしており、「三重県地球温暖化対策推進条例 (平成 26 年 4 月施行)」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を総合的に推進しています。

三重県域からの温室効果ガス排出量 (森林吸収量含む) は、直近の確定値である平成 26 (2014) 年度には、基準年度である平成 2 (1990) 年度に比べて、ほぼ同量の 0.3% 増となっています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 55.4% と排出量の大部分を占め、民生業務その他部門 (オフィス、店舗等) と民生家庭部門では、排出量の割合は低いものの、基準年度と比較すると、増加率はそれぞれ 93.2%、18.2% となっています。

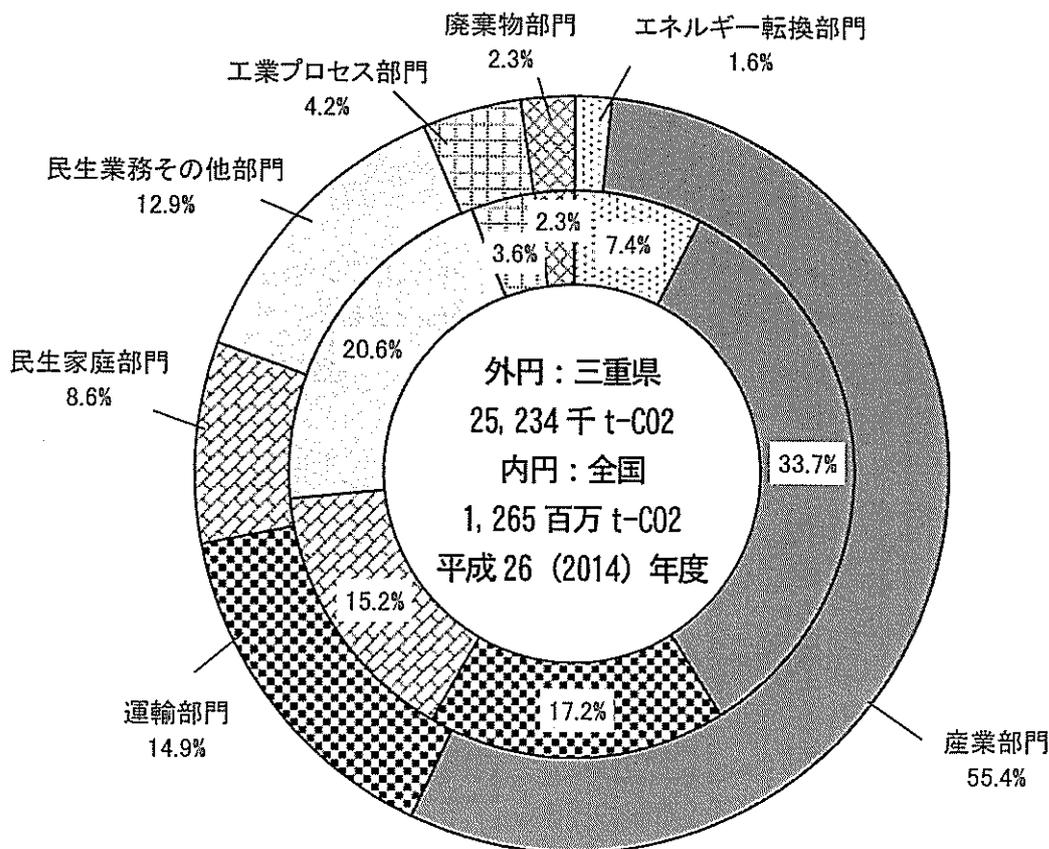


図 三重県および全国の二酸化炭素排出量の部門別構成比 (平成 26 年度)

2 課題

世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、真夏日の年間日数の増加や作物への影響などが現れてきています。

温室効果ガスの排出を削減するためには、県民、事業者等それぞれの主体が自ら率先して削減の取組を継続して進めるよう、環境行動の定着につながる普及啓発や環境教育が重要です。

また、社会全体で低炭素社会づくりを進めていくためには、多様な主体との連携や協創により、地域づくりと一体となった取組などを促進する必要があります。

さらに、気候の変化と将来の気候予測に関する情報提供を進め、起こりうる影響を和らげたり、予防的に早くから対処したりする「適応」に向けた取組を促進する必要があります。

3 取組方針

(1) 温室効果ガス排出削減の取組の推進

①事業者の取組の促進

産業部門や民生業務その他部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度や小規模事業所向けの環境マネジメントシステムであるM-EMSの普及等により、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を促進します。

②県民の取組の促進

民生家庭部門の排出削減を進めるため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動推進センター、環境学習情報センター、市町、学校などさまざまな主体と連携し、環境フェアでの普及啓発や環境講座等を通じた環境教育により、地球温暖化防止につながる省エネ等の取組を促進します。

③県庁の取組

省エネ・節電の取組として、一斉消灯を行うライトダウンやクールビズ等を率先して実行するとともに、県内事業者等にも参加を呼びかけます。

(2) 多様な主体との連携や協創による低炭素社会づくりの推進

①地域と連携した低炭素社会づくりの推進

伊勢市をモデル地域として進めてきた電気自動車等を活用した低炭素社会づくり等の取組を県内各地に広げるため、市町と県で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を活用し、電気自動車等の普及や家庭・事業所における省エネルギーなどの取組を促進します。

②事業者、県民との協創の取組

三重県バス協会や県内事業者と連携した「みえエコ通勤デー」の取組により、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促し、二酸化炭素の排出削減につなげます。

(3) 地球温暖化への適応に関する情報の提供

既に生じている地球温暖化による影響や、将来に生じると予測される影響に関する県内のさまざまな最新情報を県民や事業者に提供し、「適応」の取組を促進します。

1.3 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

平成 28 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM2.5（微小粒子状物質）について、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、自動車 NO_x・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されています。その対策地域内の 16 測定局において、二酸化窒素は 6 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

PM2.5 や光化学オキシダントの予報等発令について、平成 28 年度は光化学スモッグの予報が 2 回のみでした。光化学オキシダントの環境基準は、全国的にも同じ傾向で、達成されていない状況にあります。

二酸化窒素の環境基準はすべての測定局で達成していますが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況であるため、今後も総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車 NO_x・PM 法対策については、平成 32 年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした「基本方針※」が国から示されています。これまでのところ測定局での環境基準は達成している状況ですが、地域全体でも確保するため、今後も総量削減状況等を毎年確認していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、光化学オキシダントや PM2.5 の濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努めます。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減等指導を行います。

自動車 NO_x・PM 法対応については、国の「基本方針※」の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対策を検討します。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月閣議決定）

2 水環境について

(1) 現状

①公共用水域の状況

県内の河川（47 河川 62 水域）および海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 28 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ 98.4%（61 水域/62 水域）および 62.5%（5 水域/8 水域）の見込みです。

平成 28 年度には、伊勢湾に流入する汚濁負荷削減を継続するため、第 8 次水質総量削減計画および当該計画の目標達成に向けた新しい総量規制基準について、三重県環境審議会の答申を受けて最終案をとりまとめました。

②生活排水処理の状況

生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進するため、平成 28 年 6 月「生活排水処理アクションプログラム」を策定しました。下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が平成 10 年度に 40.5%であったところ、平成 27 年度末には 82.6%となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が 25.2%（平成 27 年度末）と、全国平均の 9.1%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③海岸漂着物問題に対する取組

「三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年 3 月策定）」に基づき、対策を進めているところです。

伊勢湾内に漂着するごみのほとんどは、三重県だけでなく伊勢湾流域圏全体から発生していると考えられることから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、海岸漂着物対策検討会を設置（平成 24 年 4 月）しました。同検討会においては、関係機関が協力し、海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策等を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、発生抑制対策や海岸管理者による回収・処理を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしています。

(2) 課題

①伊勢湾等の公共用水域の水質保全

河川（BOD）における環境基準達成率は、平成 17 年度以降、90%以上の達成率で推移しており改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾（COD）の環境基準達成率については、近年 50%前後の達成率で推移しています。また、赤潮の発生は減少したものの近年は横ばい傾向にあり、貧酸素水塊も依然発生していることから、工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷の削減を継続していく必要があります。

②生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均の89.9%（平成27年度末）と比べると依然として低い状況（82.6%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が進んでいないことが課題です。

③海岸漂着物の発生抑制等

国の補助制度を活用し、海岸漂着物対策を効果的に進める必要があります。

対策の推進に向けては、引き続き東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、関係機関が協力して広域での普及啓発に取り組んでいく必要があります。

（3）今後の取組方向

①伊勢湾等の公共用水域の水質保全

公共用水域の水質改善のため、引き続き工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準および総量規制基準の遵守を徹底します。

なお、平成28年度に最終案をとりまとめた第8次水質総量削減計画等については、現在、環境省との協議を行っており、平成29年6月頃には公表の予定です。

②生活排水処理施設の整備等

昨年策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乘せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

③海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物問題に取り組みます。

表 1 県内の大気環境基準達成率

年度	H24		H25		H26		H27		H28	
	環境基準達成局数	全体の測定局数								
二酸化硫黄 (SO ₂)	23	23	25	25	26	26	25	25	25	25
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	29	29	31	31	32	32	33	33	32	32 ^{*1}
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	21	0	23	0	24	0	24	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	29	29	31	31	32	32	33	33	32	32 ^{*1}
達成率(%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	10	19	1	21	10	23	19	22	22	22
達成率(%)	53		5		43		86		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止中

※H28 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成 27 年度の全国状況

光化学オキシダントの測定局 1,178 局のうち環境基準達成局は 0 局 (0%)、微小粒子状物質の有効測定局 984 局のうち環境基準達成局は 698 局 (70.9%)

表 2 自動車 NOx・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24		H25		H26		H27		H28	
	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数 ^{※3}	全体の測定局数 ^{※3}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※3}						
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16
達成率(%)	60		100		100		100		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 雑名、橋、鈴鹿等6局											

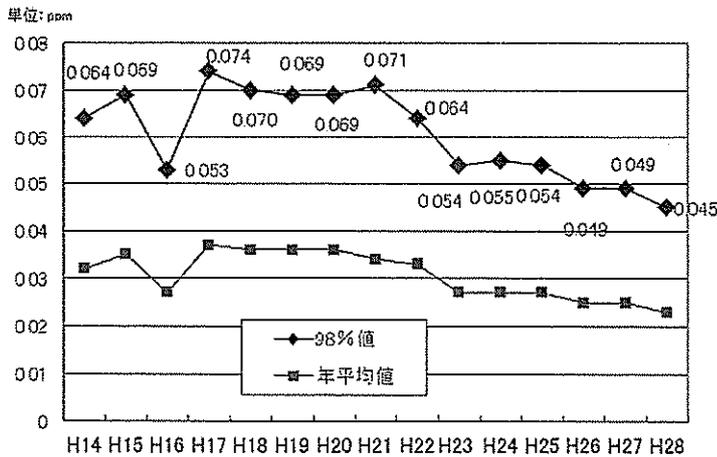
※1 環境基準の項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

※H28 年度測定結果は未確定のため見込みです。

※2 15 測定局の内訳は、一般環境測定局 10 局と自動車排出ガス測定局 5 局です。

※3 平成 27 年度に自動車排出ガス測定局を 1 局増やし、常時監視を行っています。(一般環境測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 6 局)

図 1 四日市市納屋局の NO₂ 値の推移



※H28 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図 2 自動車 NOx・PM 法対策地域



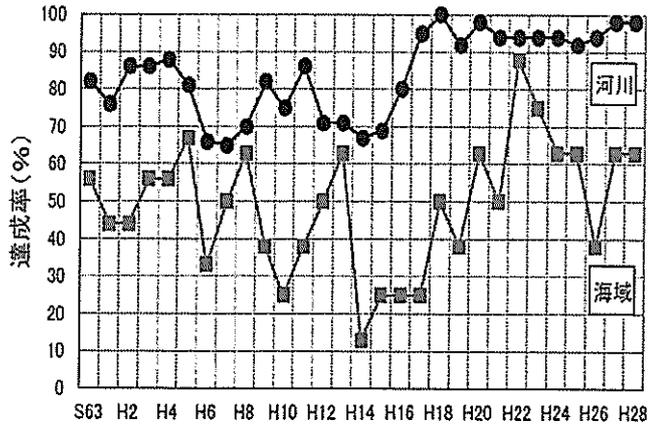


図3 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

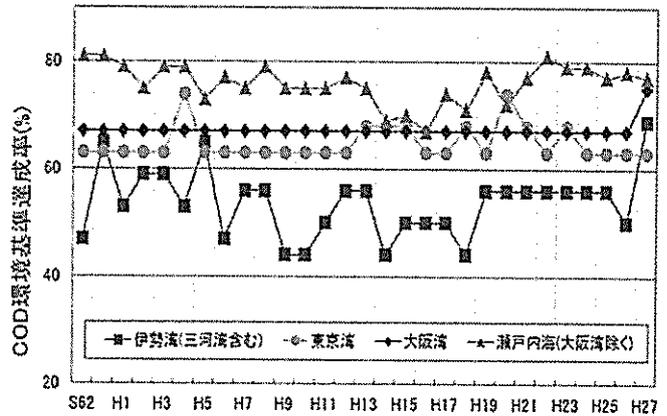
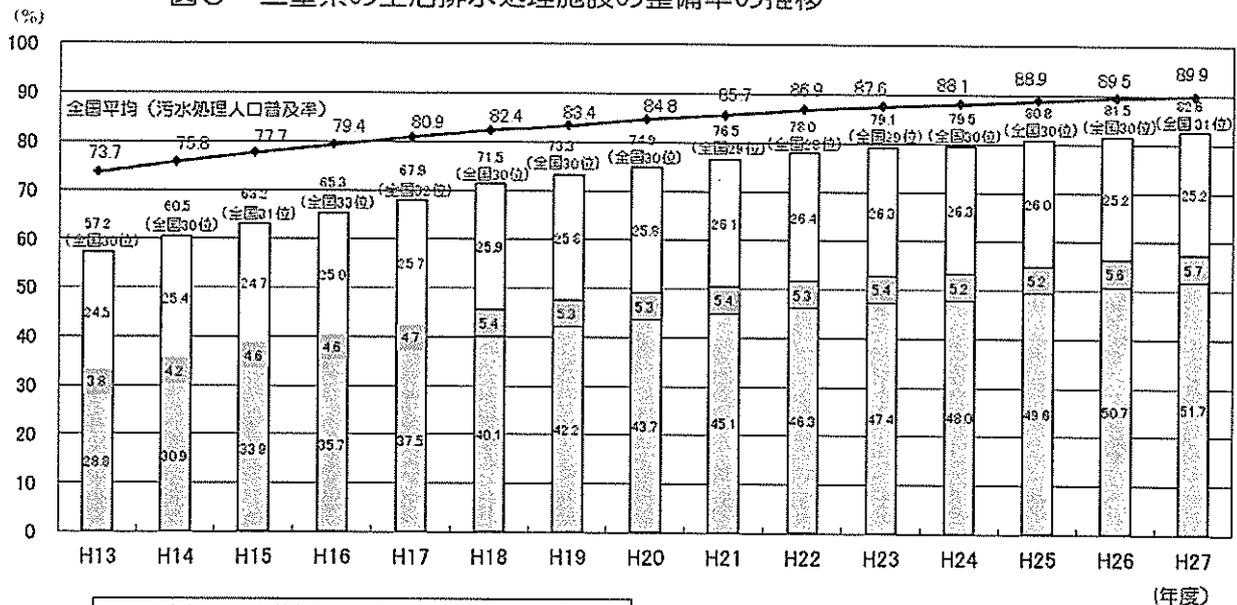


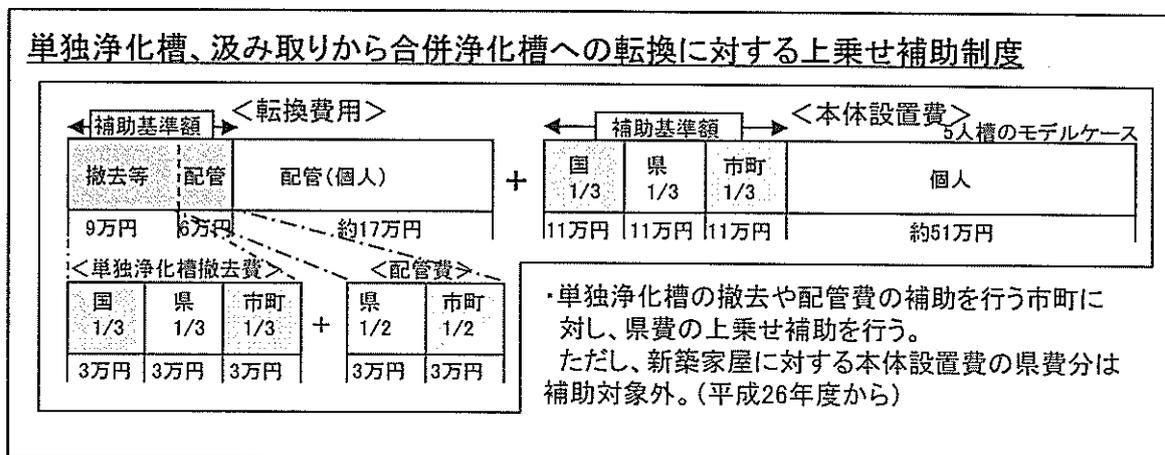
図4 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
平成23年度は岩手県、福島県を除く、平成24～26年度は福島県を除く、
平成27年度は福島県の一部の市町村を除く。

図6 浄化槽設置に係る県費補助制度(平成29年度)



1 4 北部広域圏広域的水道整備計画について

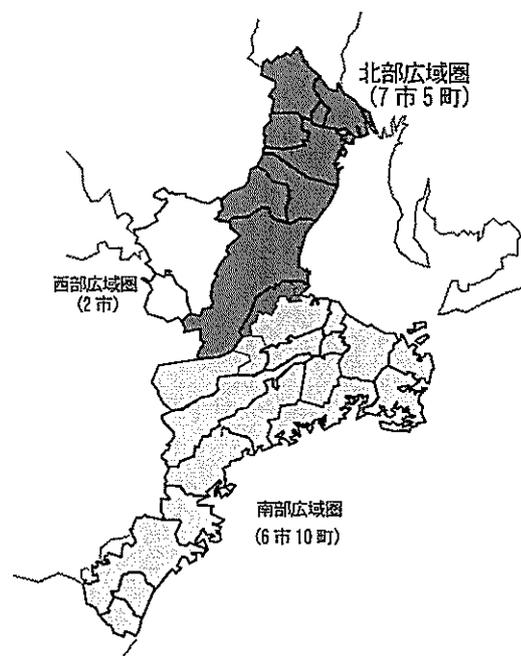
大気・水環境課

1 概要

三重県では、水道の広域的な整備を図るため、三重県水道整備基本構想（平成4年9月改定）において、地理的・社会的条件から県内全域を3圏域に区分し、それぞれの圏域に対して広域的水道整備計画を策定し、根幹的水道施設として水道用水供給事業を位置付け、安全な水道水の安定供給を図ってきました。

北部広域圏では、関係市町（7市5町）からの要請を受け、昭和62年6月に広域的水道整備計画を策定し、その後の社会状況などの変化により、平成4年9月、平成9年10月、平成20年3月と計画改定がなされています。現計画は、平成30年度目標で広域的水道施設として、木曾川用水、三重用水、長良川河口堰、君ヶ野ダムを水源とする北中勢水道用水供給事業を位置づけ、北中勢地域の市町に対して水道用水 289,516m³/日を供給することを定めています。

広域的水道整備計画の事業実施については、環境生活部から企業庁に依頼し、企業庁が水道用水供給事業を実施しています。



2 現状

北部広域圏広域的水道整備計画の中には、長良川河口堰を水源とした水道用水供給事業が位置づけられています。平成28年7月、関係市町から長良川河口堰を水源とした取水・導水施設整備を7年延伸したことに伴う計画改定要請書の提出がありました。このことから、現在、計画目標年度を平成37年度に変更するための改定作業を進めているところです。

3 課題

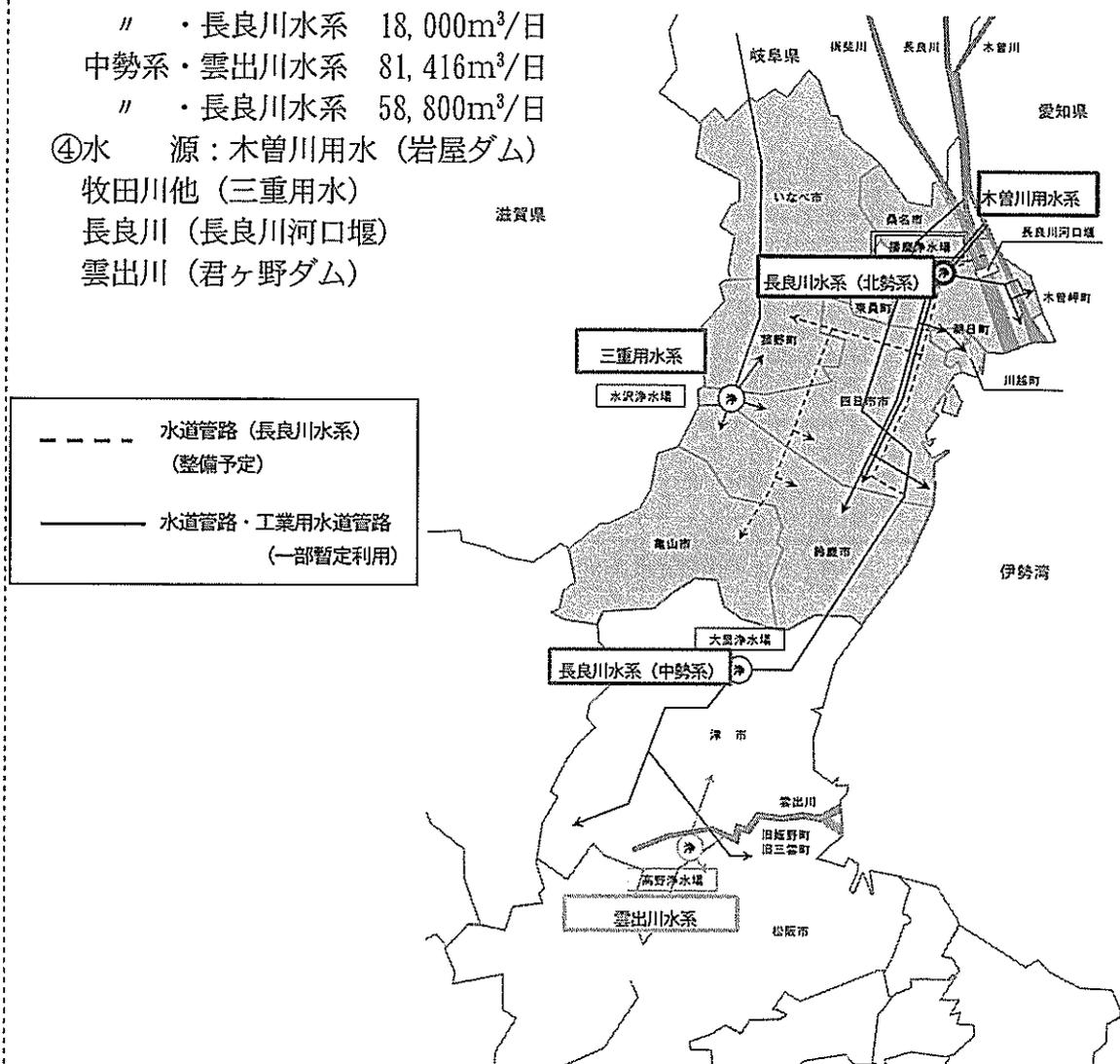
今国会で水道法の一部が改正され、広域的水道整備計画は水道基盤強化計画へと変更される予定です。

4 今後の取組方向

水需要予測の結果や市町の意見、今までに市町と締結した協定書等をふまえ、関係市町および企業庁と連携し、法改正の動向をふまえた上で、適切に対応してまいります。

<北部広域圏広域的水道整備計画（現行計画）の概要>

- (1) 計画目標 北部広域圏（7市5町）における水道を広域的に整備することにより、適正かつ合理的な水利用を図るとともに水道事業の経営基盤を強化して、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保することを目標とする。
- (2) 目標年度 平成30年度
- (3) 計画区域 桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（7市5町）
- (4) 広域的水道施設（北中勢水道用水供給事業）
 - ①事業主体：三重県（企業庁）
 - ②給水対象：桑名市、木曾岬町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（6市4町）
 - ③一日最大給水量： 289,516m³/日
 - 北勢系・木曾川水系 80,300m³/日
 - 〃 ・三重用水系 51,000m³/日
 - 〃 ・長良川水系 18,000m³/日
 - 中勢系・雲出川水系 81,416m³/日
 - 〃 ・長良川水系 58,800m³/日
 - ④水 源：木曾川用水（岩屋ダム）
牧田川他（三重用水）
長良川（長良川河口堰）
雲出川（君ヶ野ダム）



1 5 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

一般廃棄物について、「1人1日あたりのごみ排出量」は横ばいで、「資源化率」は全国よりも高い水準を維持していますが、民間事業者の資源化の取組等もあり、低下傾向にあります。「最終処分量」は、市町の処理方法の変更等により、着実に減少しています。

産業廃棄物について、「排出量」は事業活動の影響を受けることもあり、明確な減少傾向はみられませんが、「再生利用率」は微増し、「最終処分量」は減少しています。平成25年度以降、これらは横ばいとなっています。

廃棄物の排出量等

年 度		実績値					目標値
		H20年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (速報値)	H32年度
一般廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	1,043	986	976	959	970	936
	資源化率 (%)	31.0	30.4	29.7	28.5	26.3	33.3
	最終処分量 (千トン)	70	50	38	36	22	30
産業廃棄物	排出量 (千トン)	9,577	8,505	8,601	8,626	8,492	7,920
	再生利用率 (%)	40.6	43.0	43.2	42.7	43.7%	43.6
	最終処分量 (千トン)	420	258	269	273	274	234

(※)「目標値」欄は、「三重県廃棄物処理計画」の目標値です。

2 課題

さまざまな主体による3Rの取組が進められ、最終処分量の削減等が進みました。今後は、持続可能な循環型社会の構築に向け、従来の取組に加え、天然資源の使用抑制や環境負荷の低減を図るため、レアメタルなど枯渇性資源の回収、未利用エネルギーの活用、地域循環圏の形成など、循環の質に着目した取組を進める必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、件数、量ともに横ばい傾向にありましたが、ここ数年は増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄事案も散見されます。このため、今後も厳正な監視指導とともに、排出事業者責任の徹底や処理状況の透明化などを行っていく必要があります。

3 取組方向

平成 28 年 3 月に策定した「三重県廃棄物処理計画」（期間：平成 28 年度～平成 32 年度）では、（1）ごみゼロ社会の実現、（2）産業廃棄物の 3 R の推進、（3）廃棄物処理の安全・安心の確保の 3 つの取組方向を設定し、取り組んでいくこととしています。

なお、計画の推進にあたっては、さまざまな主体と進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、計画の実効性を担保していきます。

（1）ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組みます。

特に、枯渇性資源の循環利用のための使用済み小型電子機器等の回収や未利用エネルギーの活用、食品ロスの削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を促進します。

（2）産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として、一層有効活用されるよう取り組みます。

特に、地域で循環可能な資源は、なるべく地域で循環させるための、事業者の取組を促進します。

（3）廃棄物処理の安全・安心の確保

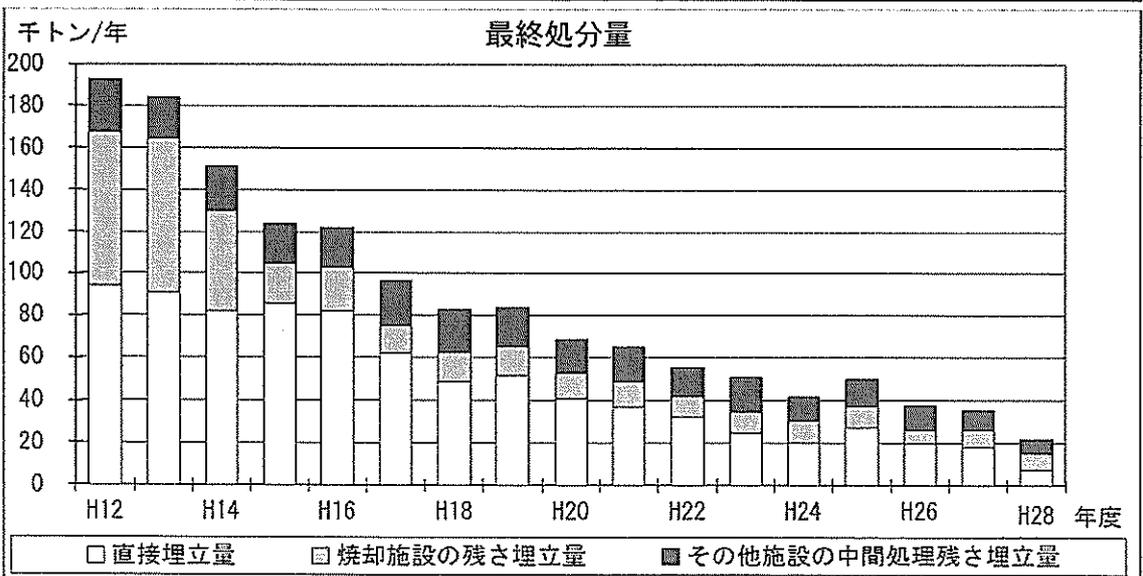
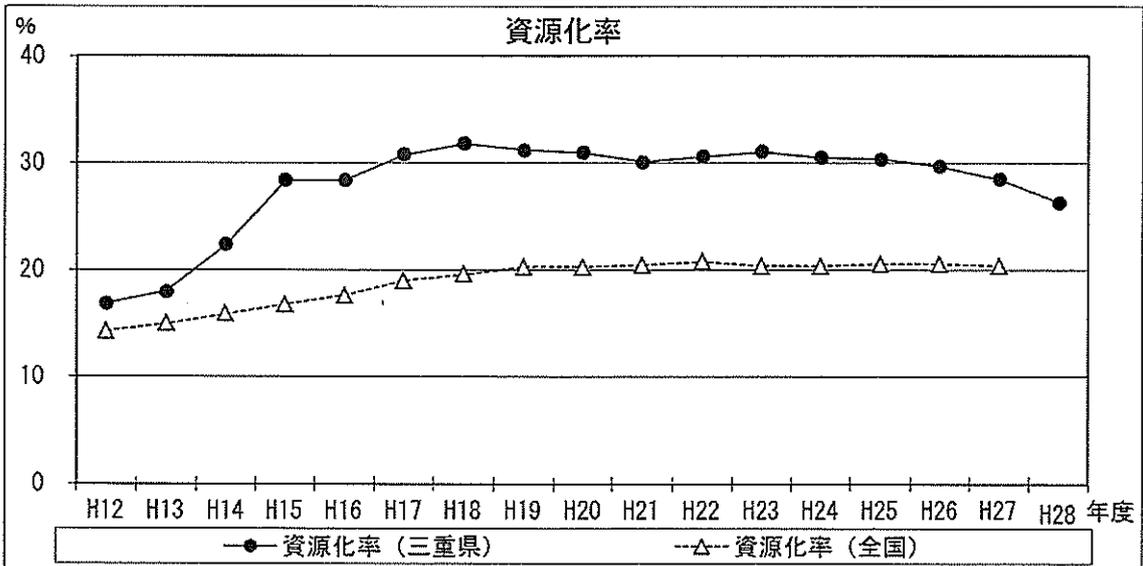
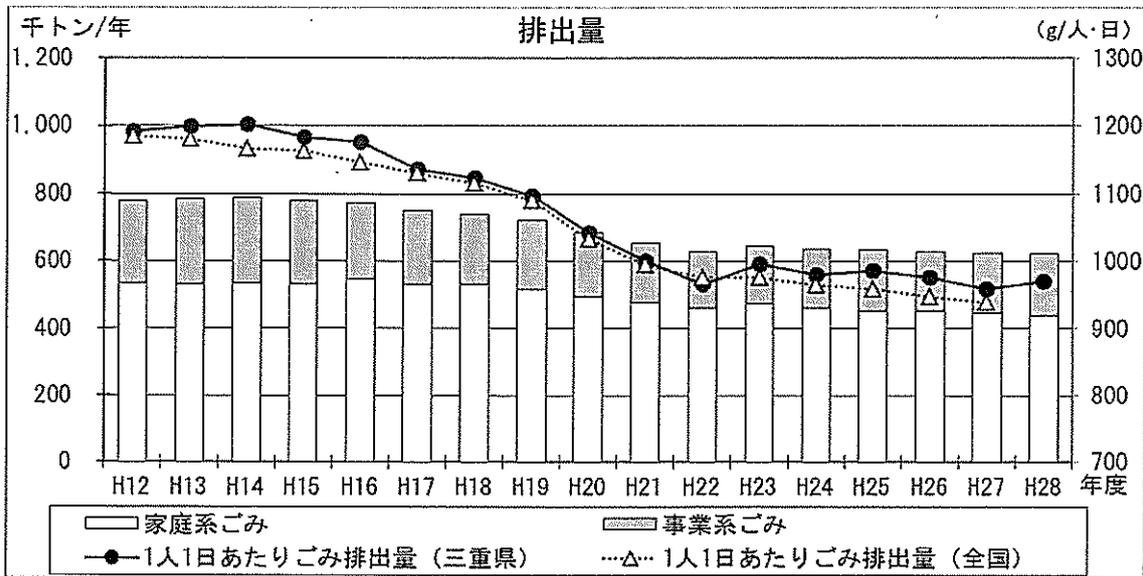
電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を促進するとともに、不法投棄等の不適正処理に対しては、監視指導による未然防止や早期対応に取り組めます。

また、PCB 廃棄物の早期処理を促進するため、PCB 使用電気機器の保有実態調査等を実施します。

過去に産業廃棄物が不適正処理された 4 事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進めます。

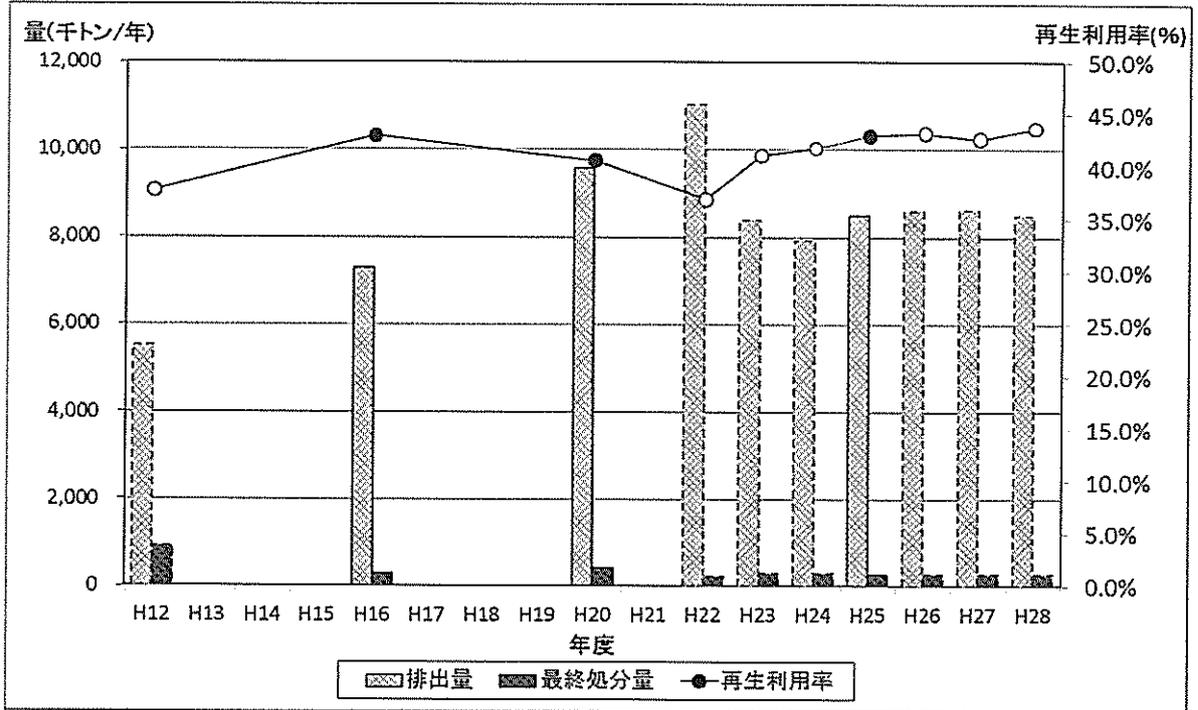
さらに、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物が迅速かつ適切に処理されるよう、災害廃棄物処理に精通した県・市町職員の人材の育成や、災害対応力を高めるための図上演習に取り組めます。

表1 一般廃棄物排出量等の推移



(注) 平成 28 年度は速報値を示しています。

表2 産業廃棄物排出量等の推移



(注) 排出量を点線で示した年度は、推計や簡易調査の結果を示しています。
 (推計：H12、簡易調査：H22,H23,H24,H26,H27、速報：H28)

16 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

- (1) RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でRDF化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成14年12月から運転を開始しました。
- (2) 事業構想の初期段階で無償としていた処理費用については、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により、市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成13年1月に県と関係市町で構成する「三重県RDF運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- (3) 事業開始後、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。
- (4) 県は、15年間のモデル期間が終了する平成28年度をもってRDF焼却・発電事業を終了することを、平成19年12月の協議会総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町から事業継続の要望がありました。そのため、協議会で協議を重ね、平成22年8月の協議会理事会において、平成29年度以降4年間、事業を継続することが確認されました。

2 現状

現在、県内のRDF製造団体は5団体（12市町）あり、年間のRDF製造量は平成28年度実績で約4万6千トンとなっています。（別紙参照）

3 平成29年度以降の事業

(1) RDF処理委託料

平成27年8月25日に開催された協議会総会で、平成29年度から平成32年度の処理委託料は4年間を一定とし、RDF1トンあたり14,145円（税抜）に決定しました。

(2) 事業の運営主体

平成29年度から平成32年度までの運営主体については、関係部局で検討を進めた結果、引き続き企業庁が担っていくことを決定しました。

(3) 施設の運転管理業務

施設の運転管理業務委託等については、平成 28 年度末に契約期限を迎えるため、企業庁において以下のとおり契約が締結されました。

- ・ R D F 焼却・発電施設運転等管理業務

【契約の相手方】 富士電機株式会社 三重営業所

【履行期間】 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

- ・ R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務

【契約の相手方】 富士電機株式会社 三重営業所

【履行期間】 平成 29 年 3 月 15 日から平成 30 年 3 月 14 日まで

- ・ R D F 貯蔵施設運転等管理業務

【契約の相手方】 H i t z 環境サービス株式会社

【履行期間】 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(4) 事業終了後の廃棄物処理体制構築

各関係市町のごみ処理が、事業終了後も円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整等を行っています。

4 課題と取組方針

(1) 協議会における市町等との連携

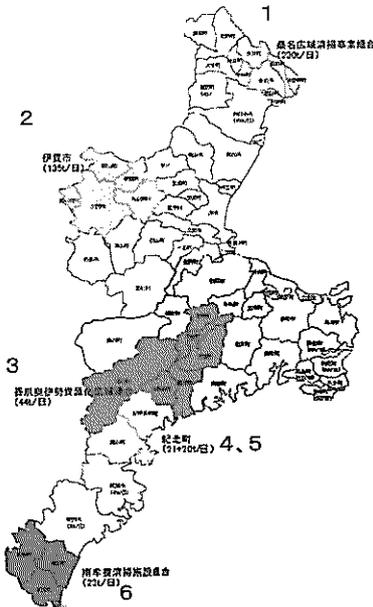
事業の運営については、協議会において、市町等と一体となって取り組む必要があることから、引き続き連携していきます。

(2) 事業終了後の廃棄物処理体制

事業終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、地域の状況をふまえた、ごみ処理体制の整備が必要です。

事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における広域的な枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行うとともに、交付金制度の拡充について、国に要望していきます。

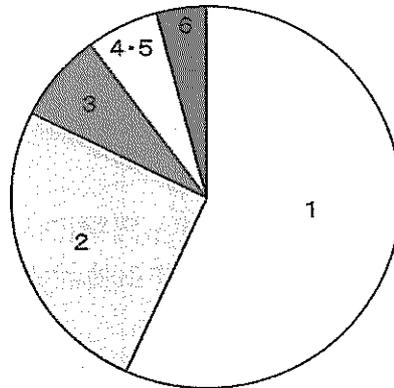
1 県内RDF化施設の状況



県内RDF製造施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町6施設
- 2) 構成人口 約35万人
- 3) ごみ排出量 約8.1万t
(RDF換算：約4.6万t)
- 4) 平均製造量 RDF約125t/日

RDF製造量の内訳



H28年度実績

日平均 (年間)	施設名
1 71t (25,978t)	桑名広域
2 32t (11,678t)	伊賀市
3 9t (3,402t)	香肌奥伊勢
4・5 8t (2,751t)	紀北町
6 5t (1,883t)	南牟婁

日平均 125t
年間 (45,692t)
上記は、全てRDF換算です。

平成29年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町) 木曾岬町 東員町
2 伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	H13.4	多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4 紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5 紀北町	20t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
6 南牟婁清掃施設組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町 紀宝町(旧紀宝町、旧鶴殿村)

※規模は、ごみ重量であり、RDFに換算すると約50%となる

2 RDF焼却・発電施設の概要

施設名	設置場所	RDF処理能力 (t/日)	最大出力 (kW)	年間発電電力量 (kWh)
三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	240	12,050	約6,800万

1 7 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

産業廃棄物に係る監視は、年間 3,710 件実施しています。平成 28 年度の指導状況は、行政指導が 1,931 件、文書発出数が 269 件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分が、事業停止命令 15 件、業許可取消 5 件、施設使用停止命令 9 件、施設設置許可取消 2 件を行うとともに、悪質な改善命令違反 3 件に対して告発を行いました。

不法投棄の発生件数・発生量については、これまで横ばい傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄や、再生資材と称した廃棄物の不適正利用等の悪質かつ巧妙な事案が散見されます。

しかし、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

不法投棄については、建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 68%、発生量で約 99%を占めています。

表 1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。）

単位：件

区分	年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
延べ監視件数		4,561	5,465	5,083	4,651	3,710
行政指導・処分	指導件数	1,878	2,378	2,246	2,735	1,931
	文書発出数	153	227	163	205	269
	改善命令	5	3	0	3	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	0	3	3	3	15
	業許可取消	1	1	0	1	5
	施設使用停止命令	0	0	0	0	9
	施設許可取消	1	2	0	0	2
告発		0	0	0	0	3

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件（数量トン）

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
確認事案数	7 (150)	14 (623)	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)
うち建設系廃棄物等	13 (449)	10 (619)	13 (449)	20 (6,790)	27 (2,272)
未撤去数 (H29.3 末)	0 (0)	1 (4)	1 (1)	9 (74)	23 (2,208)

2 課題および取組方針

(1) 悪質な事案への対応

①監視・指導体制

悪質な事案に対処するため、平成5年度から警察官を配置することにより監視・指導体制を強化し、現在、地域指導班および広域指導班の2班20名体制（警察官1名、警察からの出向者3名、警察官OB6名を含む。）で監視・指導を行っています。

特に悪質な事案に対しては、地域指導班、広域指導班、地域機関環境室および警察や関連機関と連携しながら事案に対応する等、事態の早期是正や悪化防止を図っています。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れた指導を行い、指導に従わない、あるいは悪質な違反である場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処しています。

②スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の監視活動では発見が困難な事案に対処するため、防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロール（平成28年度3回）による広域的な監視を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っています。

本年度から新たに無人航空機ドローンを配備し、定点観測による上空からの監視と併せて、廃棄物の増減を測量により把握し、事業者への的確な指導に繋がります。

③民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視するため、民間警備会社に業務委託し、平成28年度は3,395件の監視パトロールを行っています。

引き続き、民間警備会社を活用し、間隙のない監視活動を行います。

(2) 関係機関等と連携した取組

①民間事業者等・市町との連携

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠であることから、県内で広範囲に活動している森林組合や民間事業者など19事業者と、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しています。

本年度も協定締結事業者の拡充を進めるほか、自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化していきます。

また、市町と連携した迅速な初動対応による廃棄物の適正処理を確保するため、市町職員が産業廃棄物に係る立入が行えるよう、平成15年から順次立入検査員協定を締結しており、現在は、県内全市町の担当職員を立入検査員として任命しています。

②県民等からの情報提供

不法投棄等不適正処理の早期発見には県民等からの情報提供が不可欠であることから、「廃棄物ダイヤル110番」、「廃棄物メール110番」等による通報制度を設けています。また、三重テレビデータ放送、FM放送を活用した広報・啓発と併せて情報提供を呼びかけ、寄せられた情報をもとに迅速に対応しています。

県民等から広く情報を提供いただくため、引き続き、街頭啓発やFM放送等を活用した広報・啓発活動を行うなど周知を図り、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。

③近隣縣市との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した路上監視を実施しており、平成28年度は新たに和歌山県と連携を行いました（平成28年度6回）。

引き続き、近隣縣市等の連携拡充を進め、県境での監視強化を図ります。

1 8 産業廃棄物の不適正処理事案の対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

本県では、「四日市市大矢知・平津事案」および「四日市市内山事案」等の過去に産業廃棄物が不適正処理された事案について、生活環境保全上の支障等の有無を把握するため、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。本調査において、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。

また、本調査の結果、モニタリングが必要となった事案については、状況に応じてモニタリングを継続しているところです。

さらに、本調査以前から行政代執行中の「桑名市五反田事案」および同調査以降に判明した「桑名市源十郎新田事案」についても、併せてその是正に取り組んでいます。

2 産廃特措法対象事案の取組状況

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」）という。」に基づく財政的支援が得られます。

本県では、以下の 4 事案について、平成 24 年度に産廃特措法に基づく実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行いました。

その後、産廃特措法に基づく大臣同意を得て、平成 25 年度に 4 事案すべてについて恒久対策に着手し、現在、工事を進めているところです。（別紙参照）

産廃特措法の概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う対策工事について、平成 34 年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割を特別交付税措置）。

平成 24 年度までの時限立法として平成 15 年 10 月に施行され、平成 24 年 8 月の法改正により平成 34 年度まで延長されています。

事業費		
一般 財源 10%	起債充当額(90%)	
	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

(1) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策等を実施することとし、平成 28 年度は、処分場天端部への進入路の設置工事を継続するとともに、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事に着手しました。また、西水路側の用地取得等の手続きを実施しました。

平成 29 年度は、処分場天端部への進入路の設置工事、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事を引き続き実施するとともに、西水路側の調整池および管理用道路の設置工事に着手します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 28 年度は、前期工事として一部区域（高水敷部内護岸部）の掘削・処理を完了し、集油管等による PCB を含む廃油の回収・処理を引き続き実施しました。

平成 29 年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施するとともに、産廃特措法に基づく実施計画の変更手続きに向け、専門家の意見を聴きながら、後期工事に係る具体的な工法の検討を進めます。

さらに、平成 28 年 10 月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停について、継続して対応していきます。

(3) 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成 28 年度は、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事を完了するとともに、廃棄物等の掘削・除去の工事および掘削した廃棄物等の処理を実施しました。

平成 29 年度は、廃棄物等の掘削・除去の工事および掘削した廃棄物等の処理を引き続き実施します。また、揚水浄化対策を促進するための水処理施設の増強に係る設計および工事を進めます。

(4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成 28 年度は、西側部の整形覆土工事、雨水集水池の設置工事および掘削した廃棄物の処理を実施しました。

平成 29 年度は、西側部の整形覆土工事、雨水集水池の設置工事および掘削した廃棄物の処理を引き続き実施するとともに、本年度内の工事完了をめざしており、その後、モニタリング調査による効果確認を行っていきます。

3 今後の取組方向

4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

1 四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



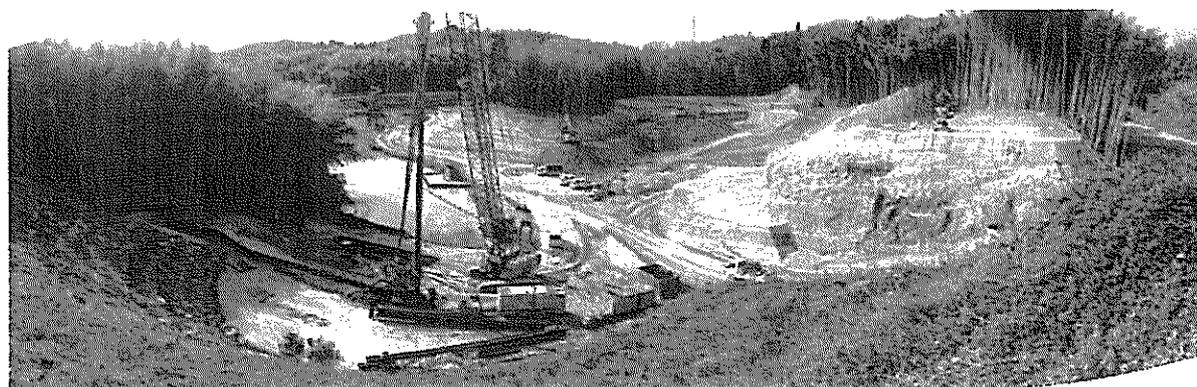
【取組状況】

(対策関係)

- | | |
|--------|---|
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分場天端部への進入路の設置工事 (H26～H30年度) ・ 中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事 (H28～H30年度) |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 西水路側の用地取得等に係る手続き (H26～H29年度) ・ 処分場天端部への進入路の設置工事 (H26～H30年度) ・ 中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事 (H28～H30年度) ・ 西水路側の調整池および管理用道路の設置工事 (H29～H30年度) |

【現場の状況】(平成29年4月時点)

中溜池側の工事の状況



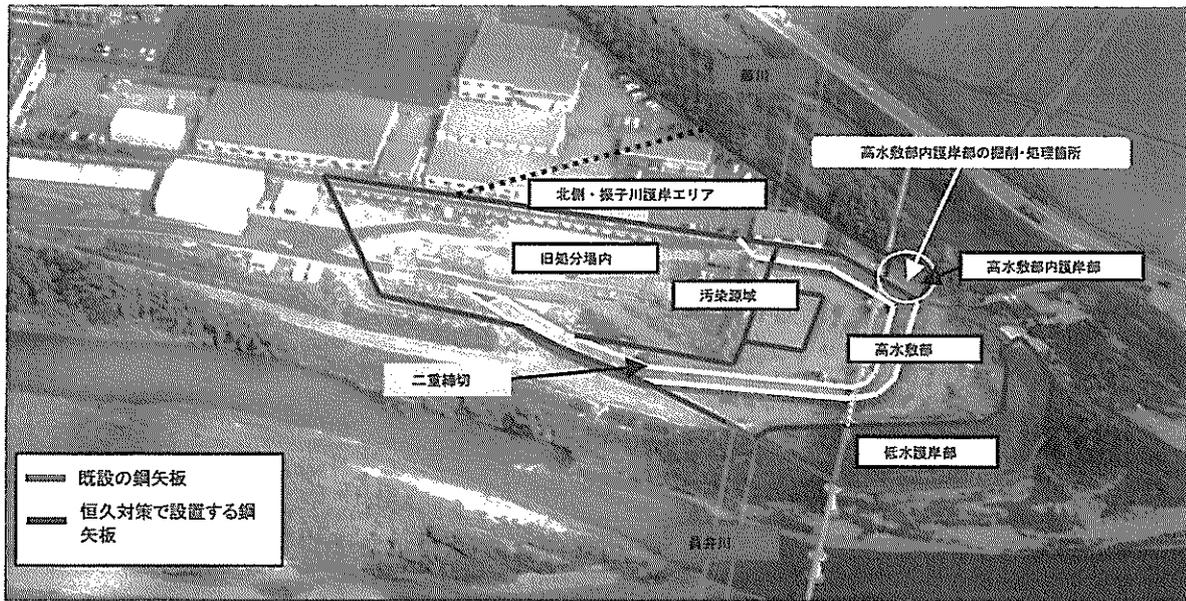
2 桑名市源十郎新田事案

【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

PCB等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度
- ・高水敷部内護岸部の掘削・処理 (H28年度)
 - ・集油管等による廃油の回収・処理 (H27～H29年度)
 - ・後期工事 (旧処分場内) 技術的な工法の検討整理 (H27～H29年度)
- 平成29年度
- ・集油管等による廃油の回収・処理 (H27～H29年度)
 - ・後期工事 (旧処分場内) 技術的な工法の検討整理 (H27～H29年度)

(その他の取組) ・油の回収等の措置を求める民事調停の申立てを行い、現在、継続して対応中 (H28年10月裁判所へ申立て)

【現場の状況】 (平成29年3月時点)

掘削・処理が完了した高水敷部内護岸部の状況



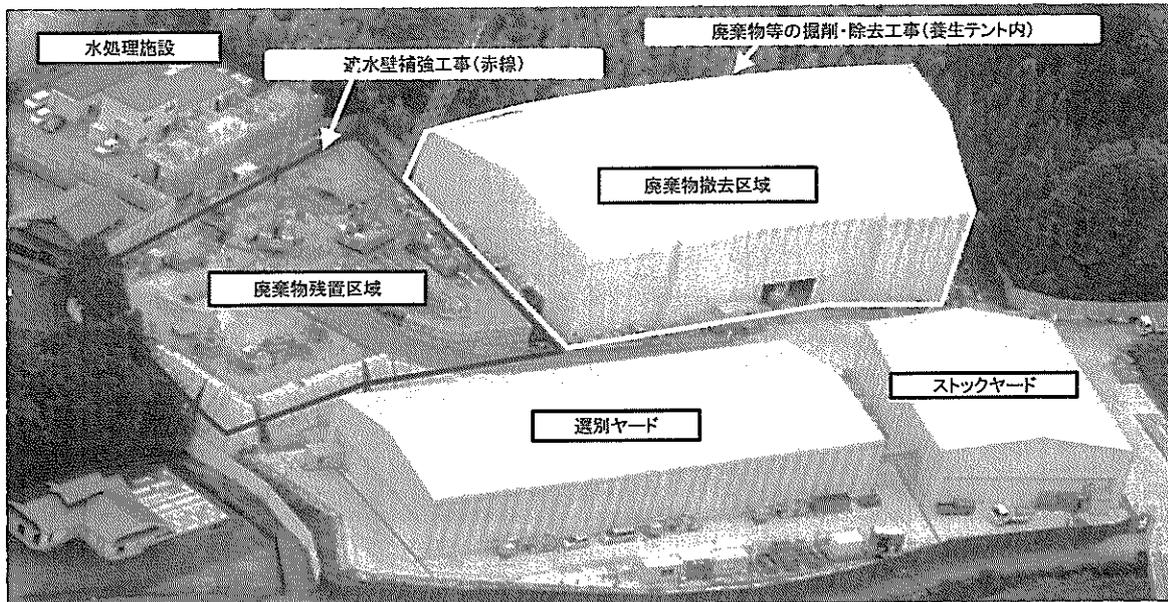
3 桑名市五反田事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度
- ・ 廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事完了 (H26～H28年度)
 - ・ 廃棄物等の掘削・除去工事 (H28～H29年度)
 - ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度)
- 平成29年度
- ・ 廃棄物等の掘削・除去工事 (H28～H29年度)
 - ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度)
 - ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事 (H29～H31年度)

【現場の状況】(平成29年3月時点)

養生テント内における廃棄物等の掘削・除去工事の状況



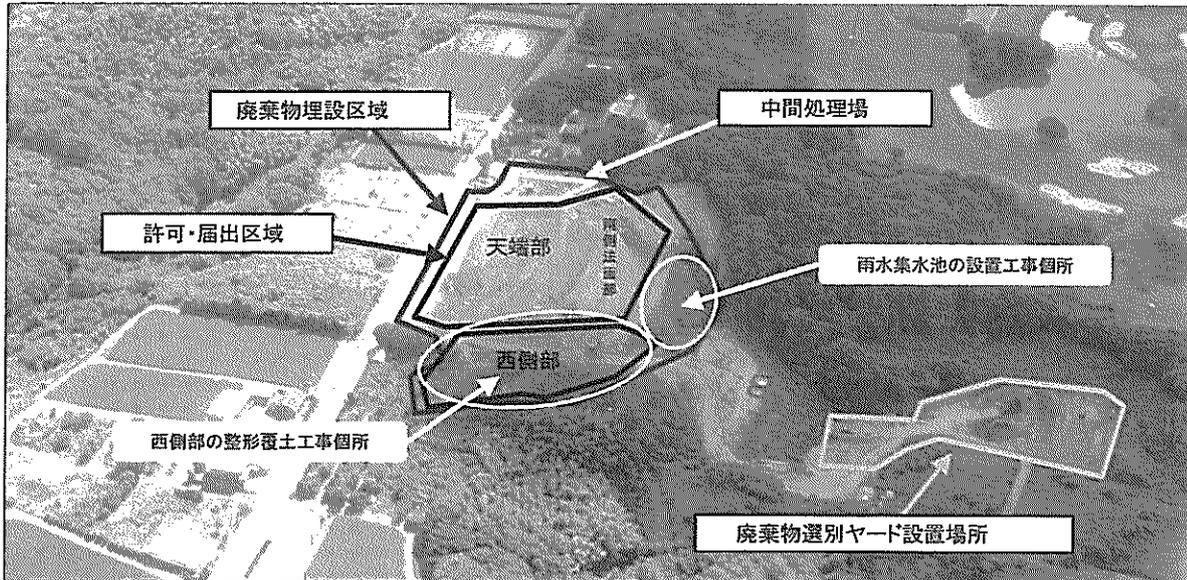
4 四日市市内山事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から平成11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工事等を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成28年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)
- 平成29年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)

【現場の状況】(平成29年4月時点)

西側部の整形覆土工事の状況



